

目次

1	計画策定の経緯	100
2	市民意見等の反映に関わる取組	103
2-1	市民アンケート（その1）	104
2-2	子どもアンケート	111
2-3	市民ワークショップ	115
2-4	事業者アンケート	119
2-5	市民アンケート（その2）	123
2-6	パネル展	128
2-7	札幌市景観計画（案）に対するパブリックコメント	132
2-8	札幌市景観条例（素案）に対するパブリックコメント	150
3	札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域	155
3-1	都市機能誘導区域	155
3-2	都市機能誘導区域（都心）・詳細図	156
3-3	都市機能誘導区域（地域交流拠点）・詳細図	157
	本編索引	160

1 計画策定の経緯



年月日	景観審議会・ 市民意見調査等	検討内容等	
平成 26 年度	7月4日	第1回景観審議会	計画見直しの論点と必要性について
	10月17日	第2回景観審議会	景観施策のあり方と届出・景観資源について
	12月10日	第3回景観審議会	普及啓発・景観まちづくりについて
	1月15日～1月30日	市民意見調査	市民アンケート調査（その1）
	2月3日	第4回景観審議会	第2回及び第3回の景観審議会における検討の続き
	2月17日～3月6日	市民意見調査	子どもアンケート調査
	2月22日	市民意見調査	市民ワークショップ
	3月3日～3月17日	事業者意見調査	関係事業者アンケート調査
	3月18日	第5回景観審議会	具体的な施策について
平成 27 年度	5月25日	第1回景観審議会	計画見直し後の構成等について
	8月26日	第2回景観審議会	計画（骨子案）について（1）
	9月3日～9月18日	市民意見調査	市民アンケート調査（その2）
	9月15日	第84回都市計画審議会	計画の見直しについて
	9月15日～10月4日	市民意見調査	パネル展
	10月20日	第3回景観審議会	計画（骨子案）について（2）
	12月11日	第4回景観審議会	計画（素案）について
	1月20日～2月18日	市民意見調査	計画（案）の市民意見募集 （パブリックコメント）
	1月29日	第86回都市計画審議会	計画（案）について
	2月12日～2月18日	事業者意見調査	関係事業者ヒアリング
	3月8日	第5回景観審議会	計画（修正案）について
平成 28 年度	6月17日	第1回景観審議会	条例改正の方向性について
	9月1日	第2回景観審議会	条例改正に係るパブリックコメントについて
	9月14日～10月13日	市民意見調査	条例改正（素案）の市民意見募集 （パブリックコメント）
	10月25日	第3回景観審議会	パブリックコメントの報告と条例（素案） について
	12月13日	第4回定例市議会	条例改正案の議決
	12月13日	札幌市都市景観条例の一部を改正する条例の公布	
	12月20日	第4回景観審議会	計画（最終案）について
	2月24日	札幌市景観計画の策定	

(1) 札幌市都市景観審議会委員名簿

○平成26～27年度（委員12名）

氏名	職業等	専門
梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役	造園、園芸
小川 光代	(一社)北海道建築士会 まちづくり委員会副委員長	建築設計 建設環境
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 准教授	建築史、建築意匠
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師	建築計画 環境心理学
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ 代表取締役	ランドスケープ
○坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授	都市計画 ランドスケープ
鈴木 宏一郎	(株)北海道宝島旅行社 代表取締役社長	観光
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長	建築設計
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長・教授	景観、都市計画 観光
◎濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス・計画研究所 代表取締役会長	景観 地域まちづくり
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長	経済
八木 由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長	広報

◎会長 ○副会長

(50音順・敬称略、平成28年(2016年)3月31日時点)

○平成28年度（委員15名）

氏名	職業等	専門
梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役	造園、園芸
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授	都市計画
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築史、建築意匠
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師	建築計画 環境心理学
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ 代表取締役	ランドスケープ
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長	建築設計
○ 西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授	景観、都市計画 観光
◎ 濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス・計画研究所 代表取締役会長	景観 地域まちづくり
早川 陽子	(一社)北海道建築士会 情報委員会 委員長 (早川陽子設計室 主宰)	建築設計
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長	経済
八木 由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長	広報
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事	広告物
石井 芳子	市民	公募委員
田中 富美子	市民	公募委員
沼田 実	市民	公募委員

◎会長 ○副会長

(50音順・敬称略、平成29年(2017年)2月現在)

2 市民意見等の反映に関わる取組



本計画の策定にあたっては、アンケート調査や市民ワークショップなど様々な機会を設けることにより、景観に対する市民や事業者の意識・意向等を把握し、計画の方向性を検討するための参考としました。

いただいたご意見などは、可能な限り本計画に反映しています。

実施事業	参加者数等	概要
市民アンケート（その1） （平成27年1月15日 ～1月30日）	729名 （回収率24.3%）	無作為抽出した札幌市民3,000名を対象に、景観に対する意識、印象、取組等についてお聞きしました。
子どもアンケート （平成27年2月17日 ～3月6日）	1,495名 （回収率97.8%）	市街化区分や地形区分を考慮し抽出した札幌市内の小学3年生～5年生の児童1,528名に、居住地域の街並み、市内の好きな街並み、未来に残っていてほしい風景や場所等についてお聞きしました。
市民ワークショップ （平成27年2月22日）	参加者数29名	市民アンケート（その1）や札幌市ホームページによって募集した参加希望者により実施。 魅力ある札幌の景観づくりのため、まちをより魅力的にするためのアイデアについて話し合いました。
関係事業者アンケート （平成27年3月3日 ～3月17日）	373件 （回収率17.9%）	札幌市の景観施策に関連のある事業者を対象に、景観に対する意識や取組、景観法に基づく届出制度の認知度等についてお聞きしました。
市民アンケート（その2） （平成27年9月3日 ～9月18日）	2,839名 （回収率56.8%）	無作為抽出した札幌市民5,000名を対象に、札幌市全体・居住地域・都心の景観に対する印象、景観施策全般等についてお聞きしました。
パネル展 （平成27年9月～10月）	約200人 （札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ））	札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）及び各区区役所等で、パネルにより、景観計画の見直し内容等を紹介しました。

2-1 市民アンケート（その1）

（1）調査概要

- ① **調査名** 「札幌の景観に関するアンケート」
- ② **実施時期**
平成27年1月15日（木）～平成27年1月30日（金）
- ③ **調査方法**
札幌市にお住まいの18歳以上の市民3,000名を無作為に抽出し、調査の対象として、郵送により調査票を配布・回収しました。
- ④ **回収状況**
729名の方からご回答いただき、回収率は24.3%でした。

（2）調査結果（抜粋）

○ 調査結果の概要

【札幌の景観について（全市的観点）】

- ・10年前の調査と比較して、景観を意識している割合は減っているが、意識していない割合は変わっていません。（問2 Q1）
- ・札幌の自然の魅力については、多くの方が「山なみ」について魅力的であると感じています。（問2 Q2（1））
- ・札幌の自然以外の魅力については、多くの方が「基盤の目の街なみ」が札幌の特徴であり、魅力的であると感じています。（問2 Q2（2））

【お住まいの地域の景観について】

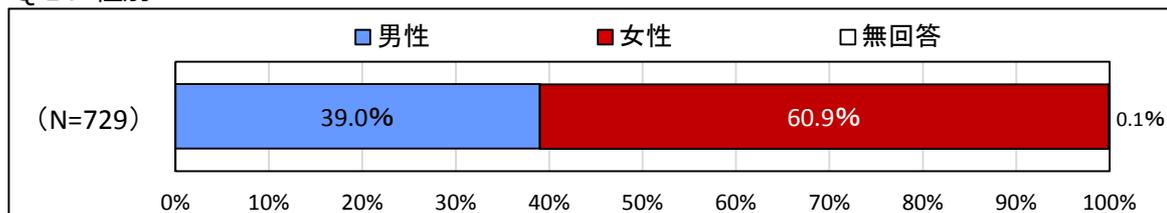
- ・5～10年前と比較して良くなったと思うところとして「街なみが整った」、「公園がきれいになった」という割合が高く、悪くなったと思うところとして「空き家や空き店舗が増えた」という割合が高くなっています。（問3 Q1）
- ・良好な景観形成に向けて、現在行っている取組は「自宅周辺の掃除」など敷地内で行うものが多いが、今後は「地域活動への参加」など敷地外での取組をしたいという意見が多くなっています。（問3 Q2、Q3）

【都心の景観について】

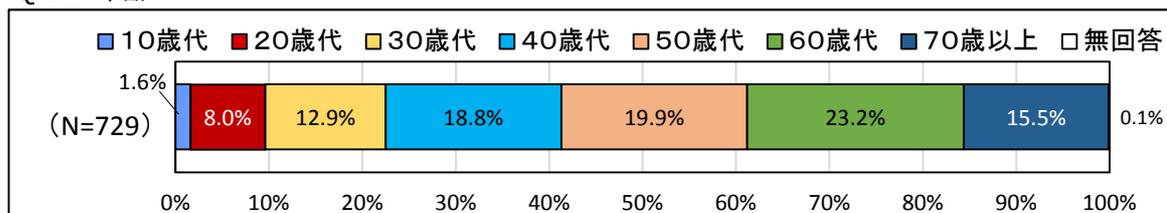
- ・都心全体の景観に対して「魅力があると感じている」割合は7割以上と高く、特に20歳代で割合が高くなっています。（問4 Q1）
- ・景観計画重点区域ごとに見ると札幌駅南口・札幌駅前通・大通の景観は、多くの方が魅力があると感じていますが、札幌駅北口は魅力があると感じている割合は高くありません。（問4 Q3）

【問1】回答者の属性

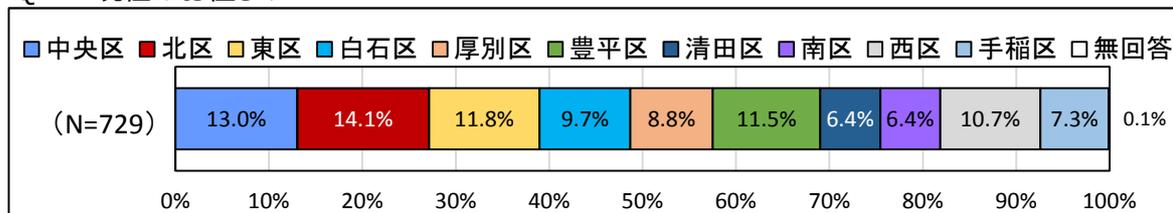
Q1. 性別



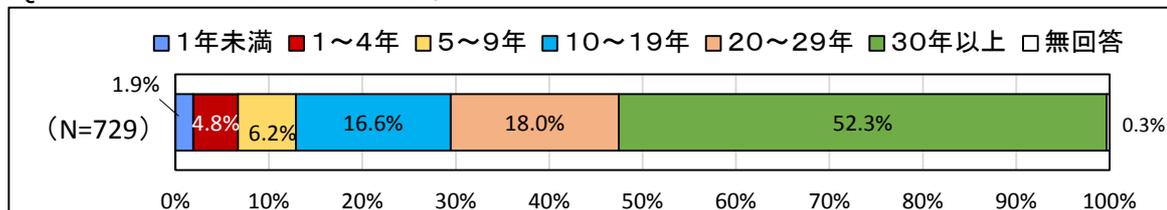
Q2. 年齢



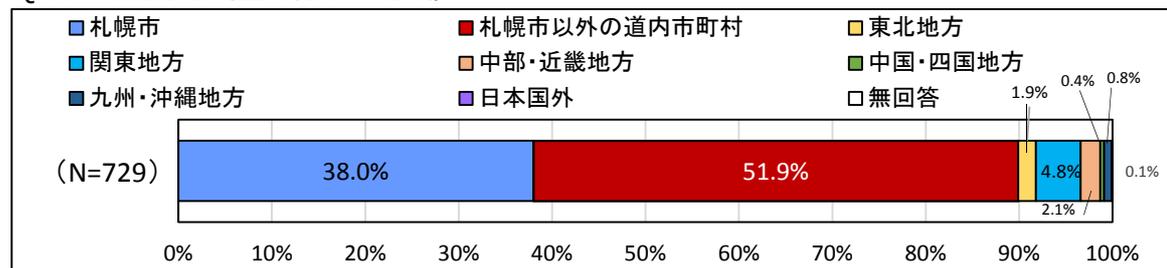
Q4. 現在のお住まい



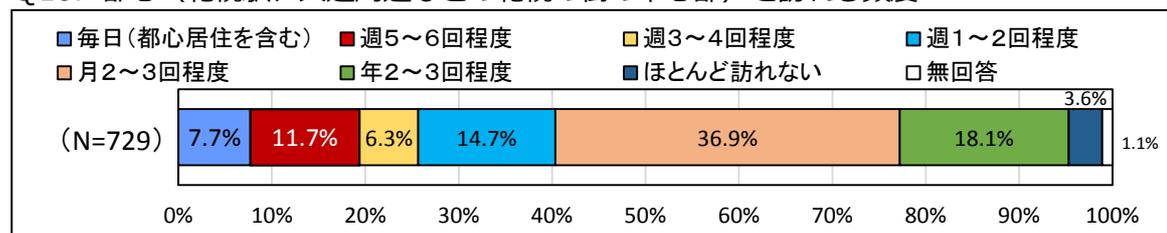
Q7. 札幌市での居住年数（累計）



Q8. ご出身地（主に育った地域）

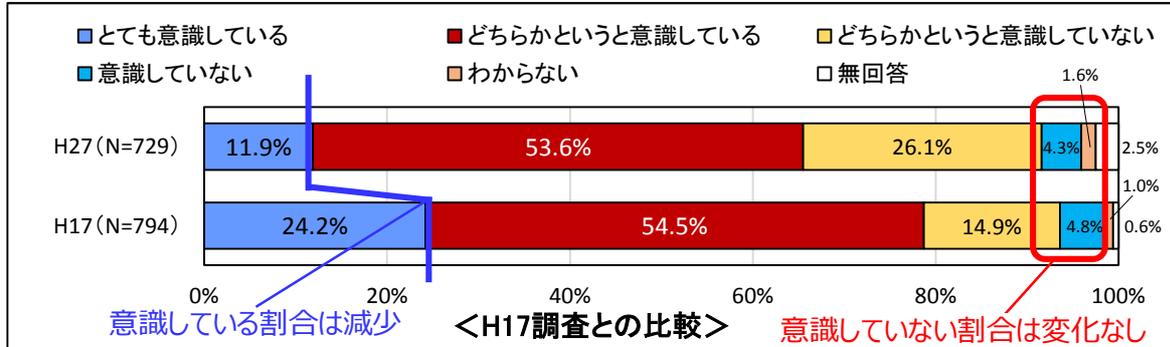


Q10. 都心（札幌駅、大通周辺などの札幌の街の中心部）を訪れる頻度



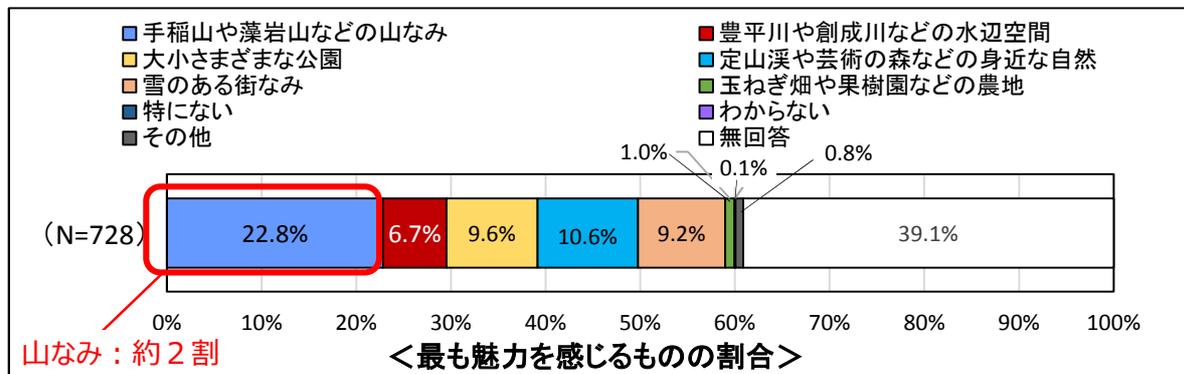
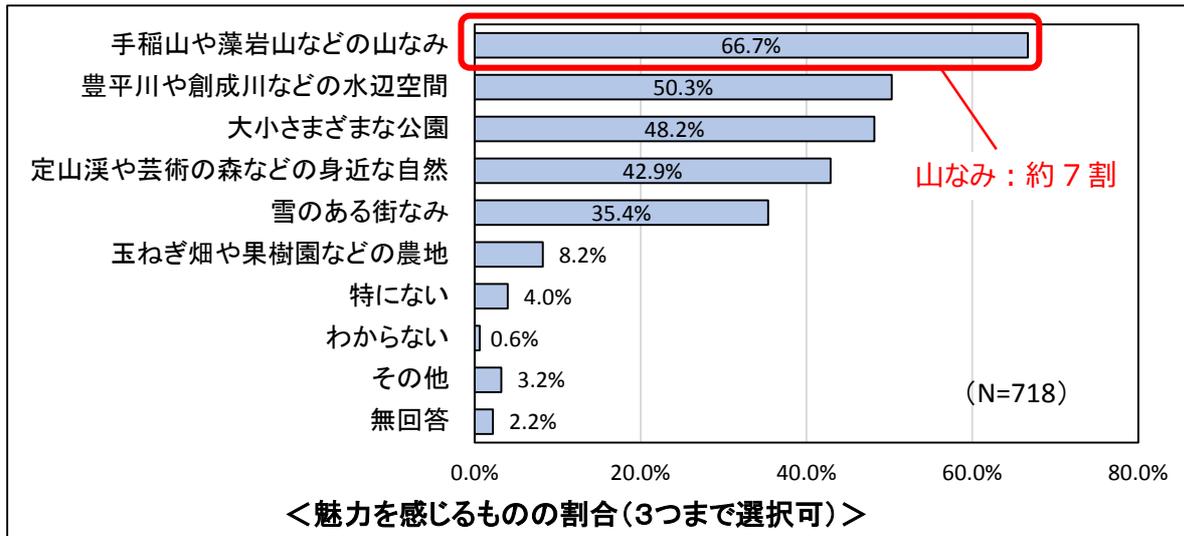
【問2】札幌の景観（全市的な意識）について

Q1. あなたは毎日の生活の中で、どのくらい景観を意識していますか。（あてはまるもの1つに○）

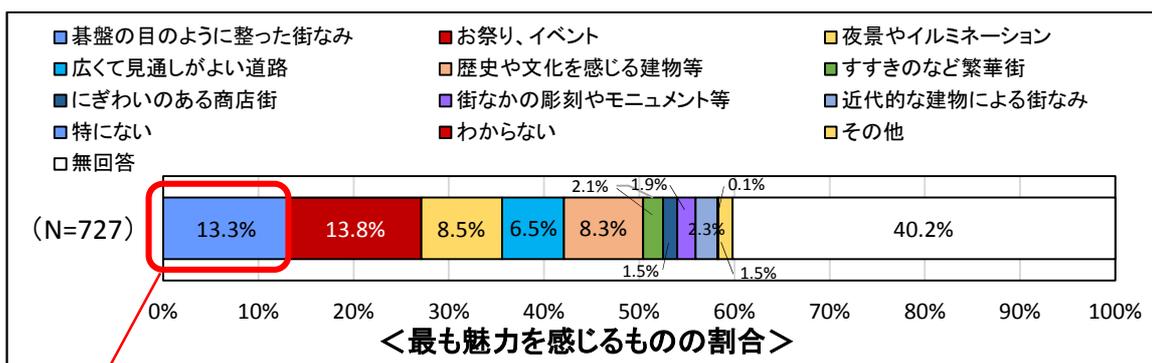
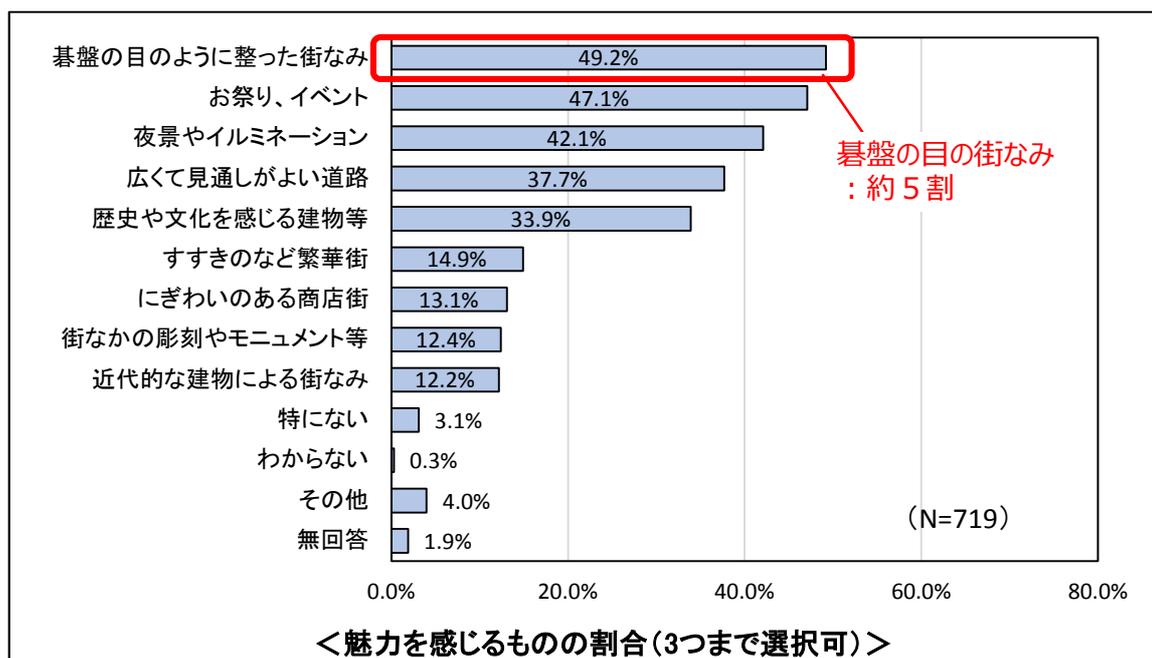


Q2. 下記のような、札幌の自然やその他自然以外の魅力について、あなたが特に魅力を感じるものをお答えください。※（1）、（2）のそれぞれにお答えください。

(1) 自然の魅力（あてはまるもの3つに○。3つのうち最も魅力を感じるものには◎）



(2) 自然以外の魅力 (あてはまるもの3つに○。3つのうち最も魅力を感じるものには◎)



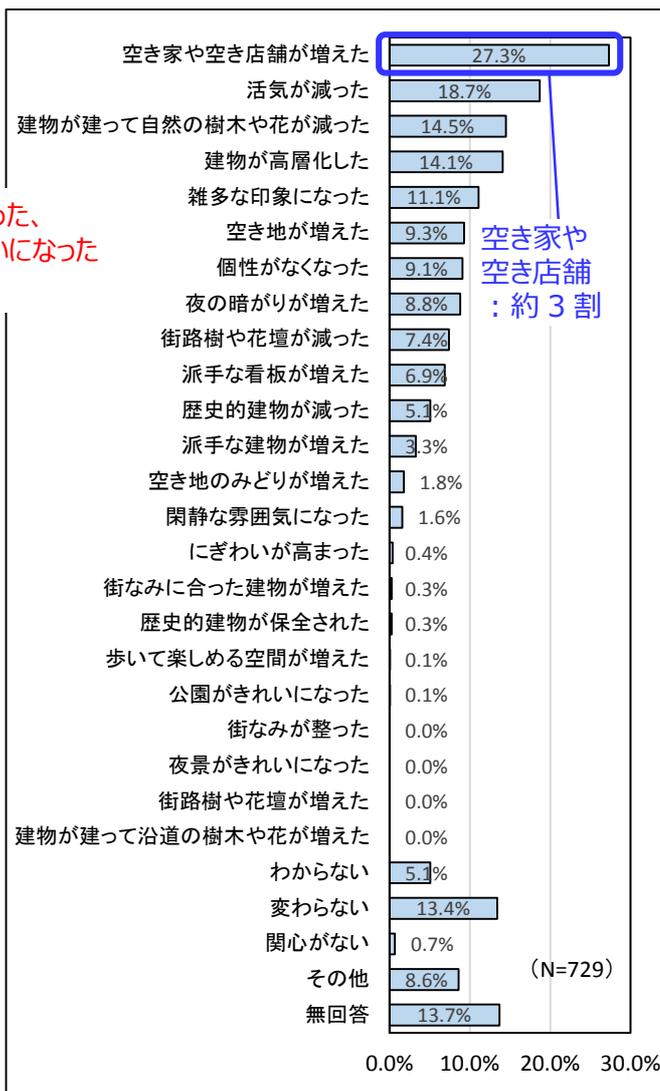
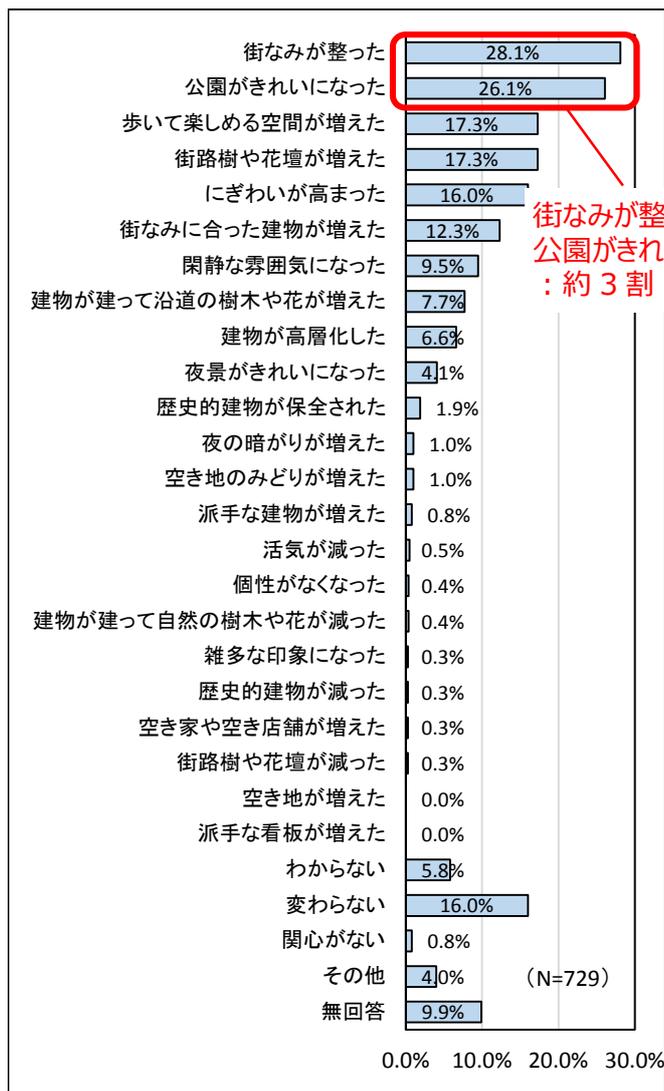
碁盤の目の街なみ：約1割

【問3】お住まいの地域の景観について

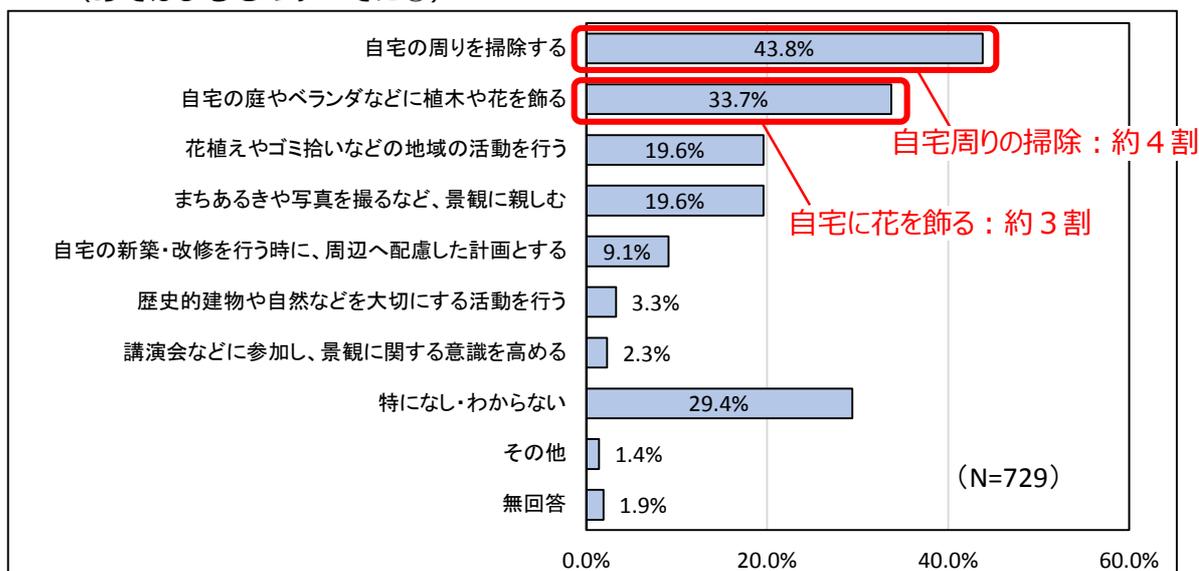
Q1. お住まいの地域の景観について、5～10年前（居住年数が5年未満の方は住み始めた頃）と比べて、良くなったと思うところ、悪くなったと思うところは、それぞれどのようなところですか。【選択リスト】から選んで、それぞれ番号をご記入ください。
※（1）、（2）のそれぞれにお答えください。

(1) 良くなった（3つまで選択可）

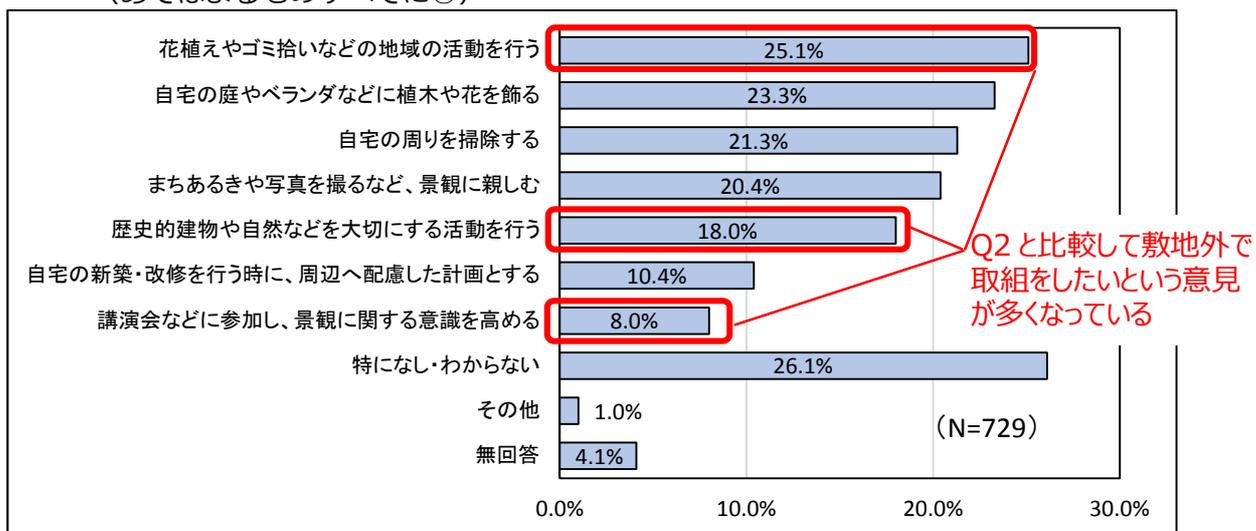
(2) 悪くなった（3つまで選択可）



Q2. お住まいの地域の景観に関して、あなたが現在行っている取組をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

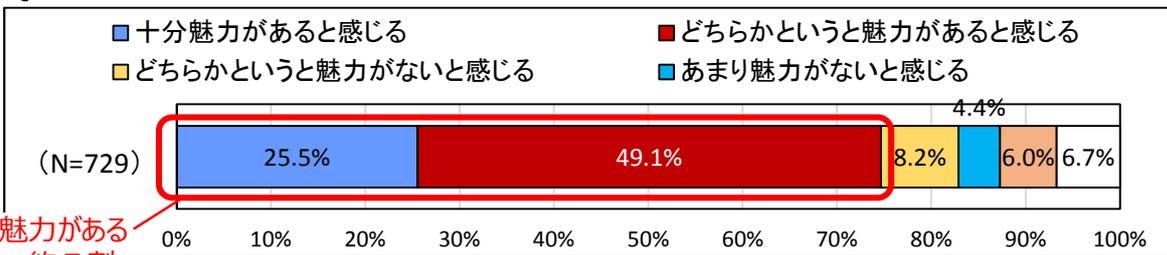


Q3. お住まいの地域の景観に関して、あなたが今後行ってみたい取組をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

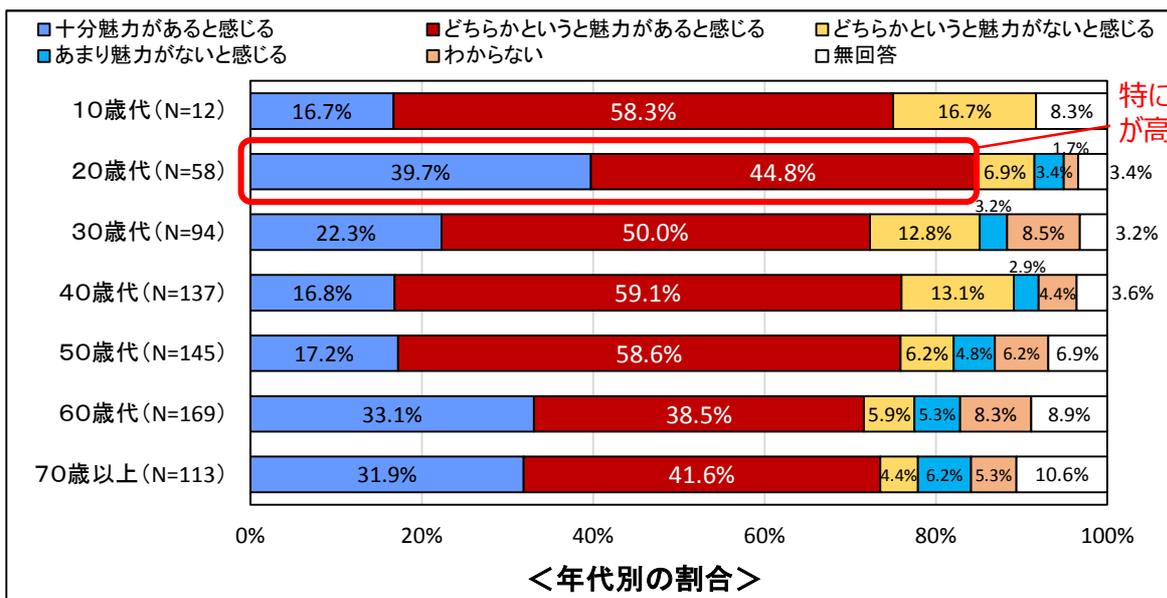


【問4】都心の景観について

Q1. 都心の景観について、どのような印象をお持ちですか。(あてはまるもの1つに○)



魅力がある：約7割

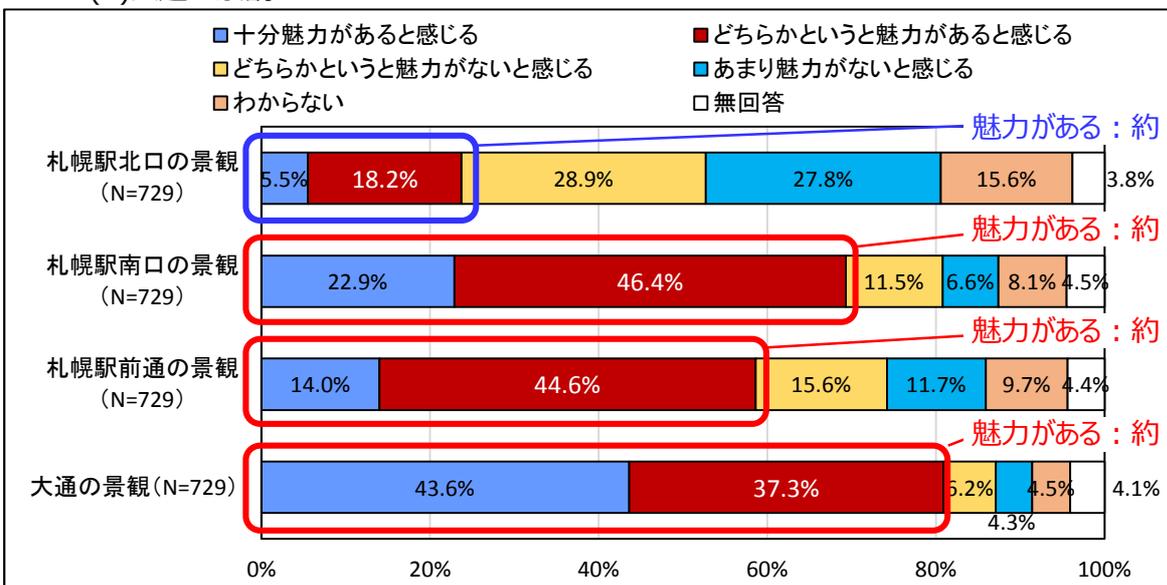


特に割合が高い

Q3. 以下の4つの景観計画重点区域の景観について、どのような印象をお持ちですか。

(それぞれあてはまるもの1つに○)

- (1)札幌駅北口の景観、(2)札幌駅南口の景観、(3)札幌駅前通の景観、(4)大通の景観



魅力がある：約2割

魅力がある：約7割

魅力がある：約6割

魅力がある：約8割

2-2 子どもアンケート

(1) 調査概要

① **調査名** 「札幌まちなみアンケート」

② **実施時期**

平成27年2月16日(月)～平成27年3月6日(金)

③ **調査方法**

札幌市内の小学校から、札幌市の市街化区分や地形区分を考慮し抽出した3年生～5年生の児童1,528名を調査の対象とし、学校への調査協力依頼により学校内で調査票を配布・回収しました。

④ **回収状況**

1,495名の方からご回答いただき、回収率は97.8%でした。

(2) 調査結果(抜粋)

○ 調査結果の概要

【住んでいる地域の街並みについて】

- ・ **良いと感じている意見が最も多い**一方で、**景観に興味を持っていないと思われる意見も2割程度**ありました。(Q3)
- ・ 地形や市街地区分に応じて、住んでいる地域の街並みで好きなところが異なる傾向がみられました。(Q4)

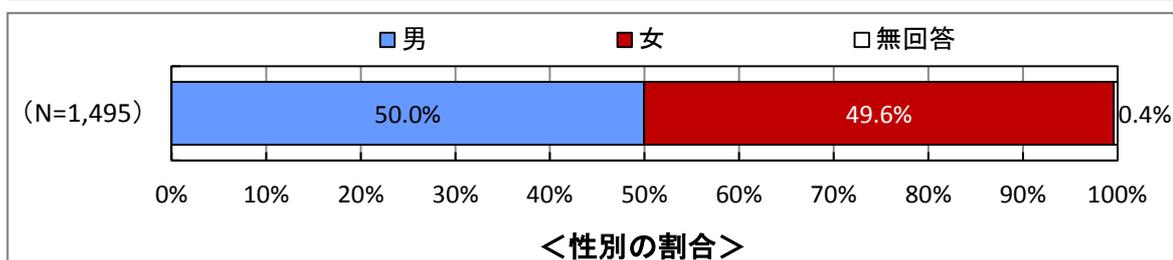
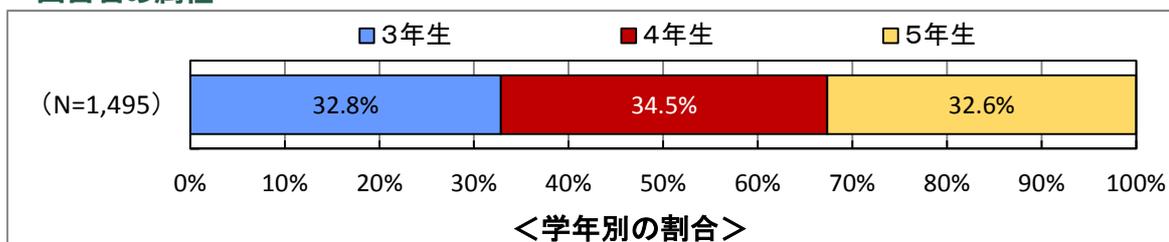
【住んでいる地域以外の札幌市内で好きな街並みについて】

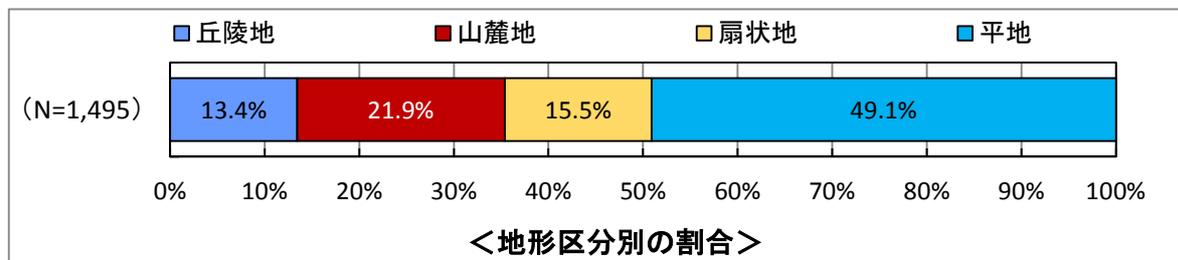
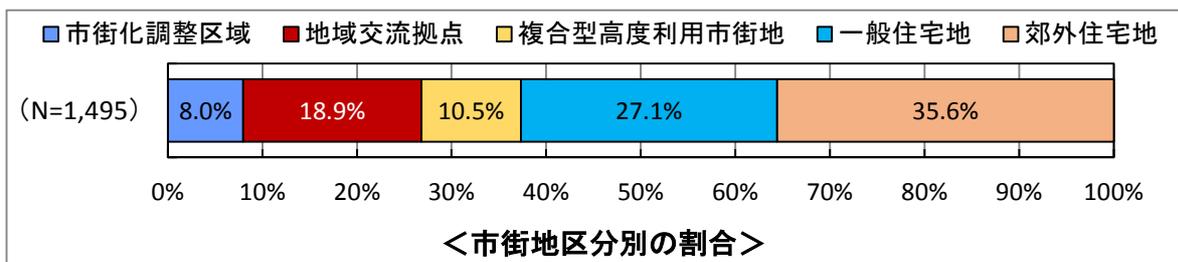
- ・ **都心が好きだとする意見が最も多く半数程度**あり、次いで**自然が好きだとする意見が多く**ありました。(Q7)

【夏休みの自由研究で調べてみたいテーマについて】

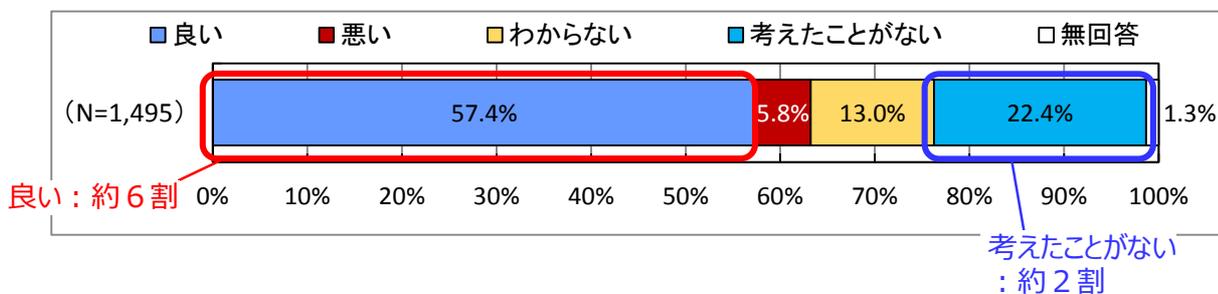
- ・ **まちの歴史や自然環境を調べてみたいという意見が多かった**一方で、**建物の色や形を調べてみたいという意見は少ない**結果となりました。(Q9)

回答者の属性

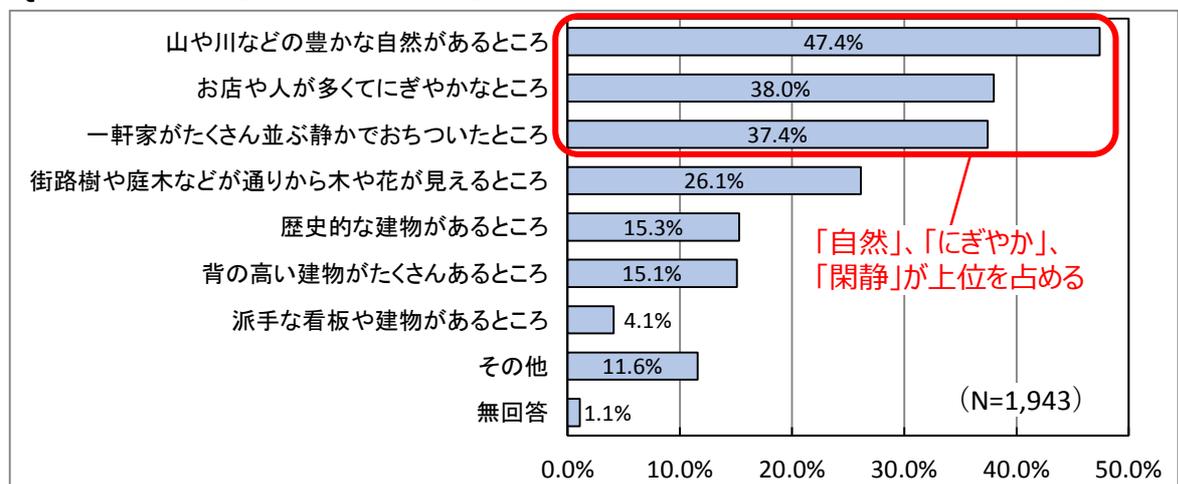




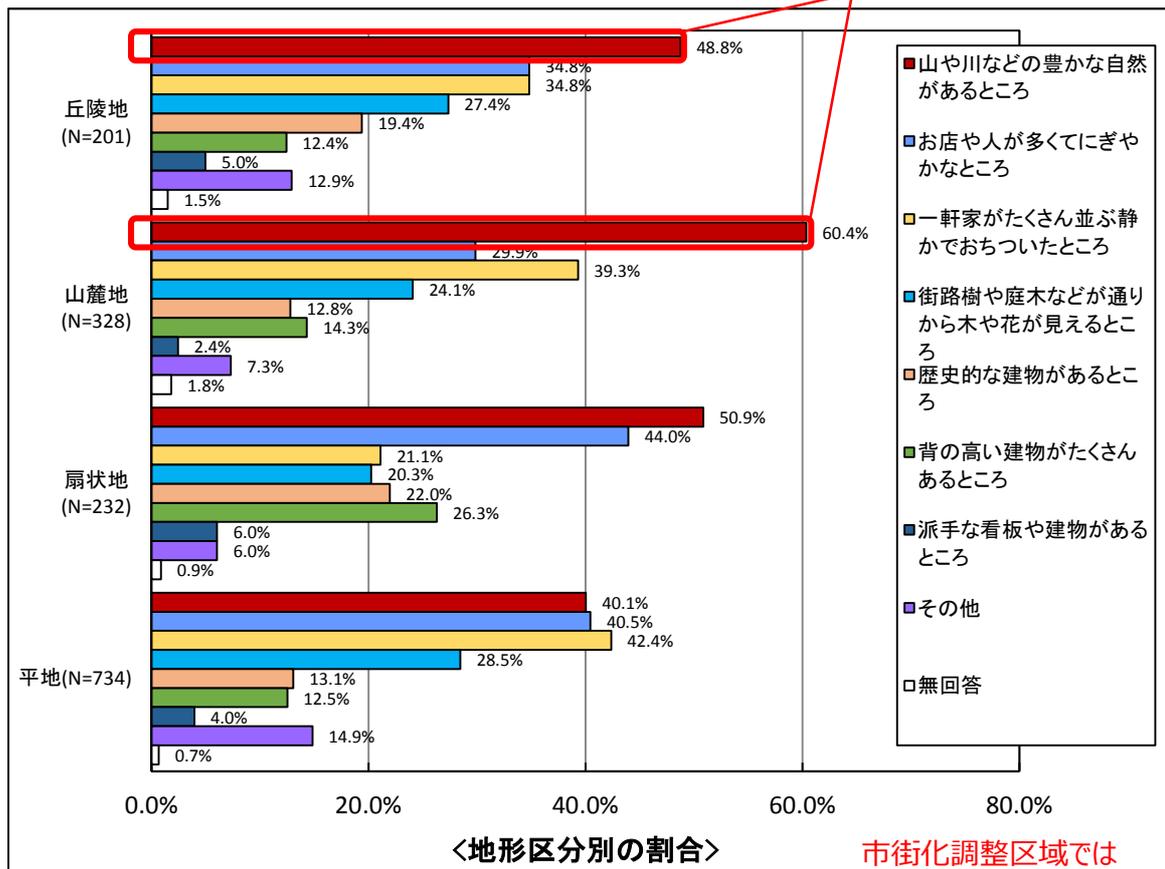
Q3. あなたは今住んでいる場所のまちなみについて、どのように思いますか。(1つに○)



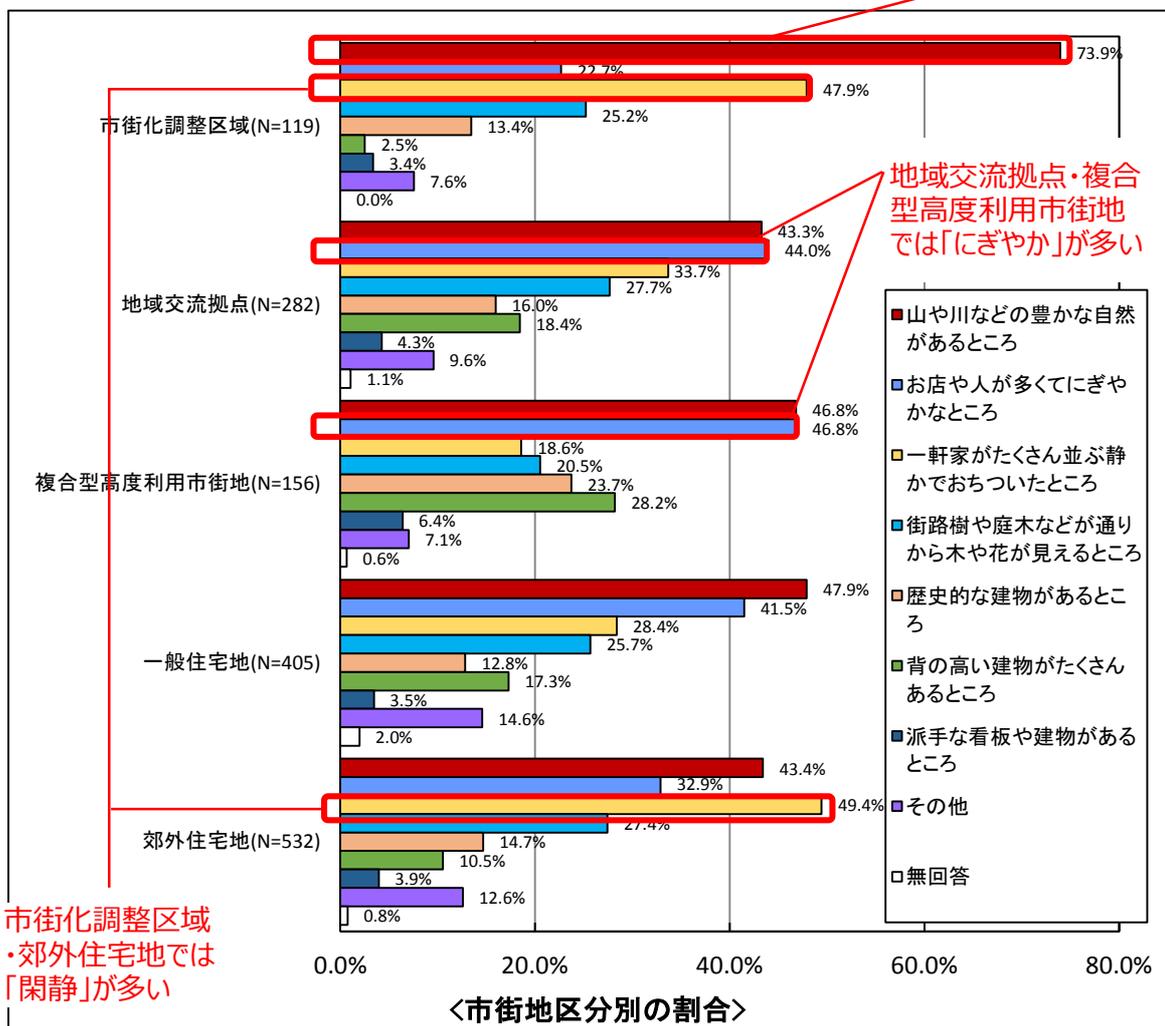
Q4. 住んでいる場所のまちなみで、好きなところはどんなところですか。(2つまで選択可)



地形の変化がある場所では「自然」の割合が高い

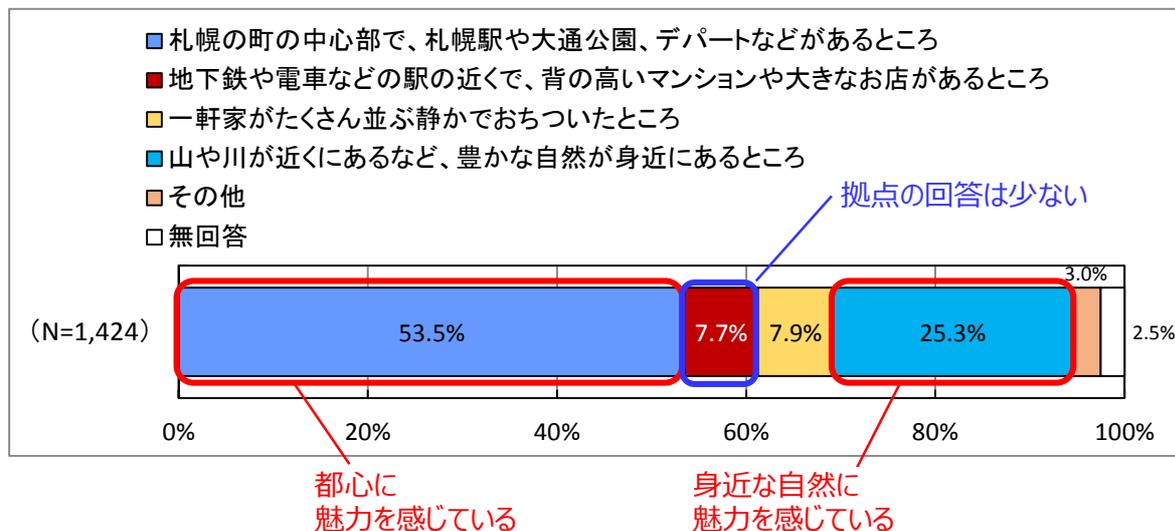


市街化調整区域では「自然」が多い

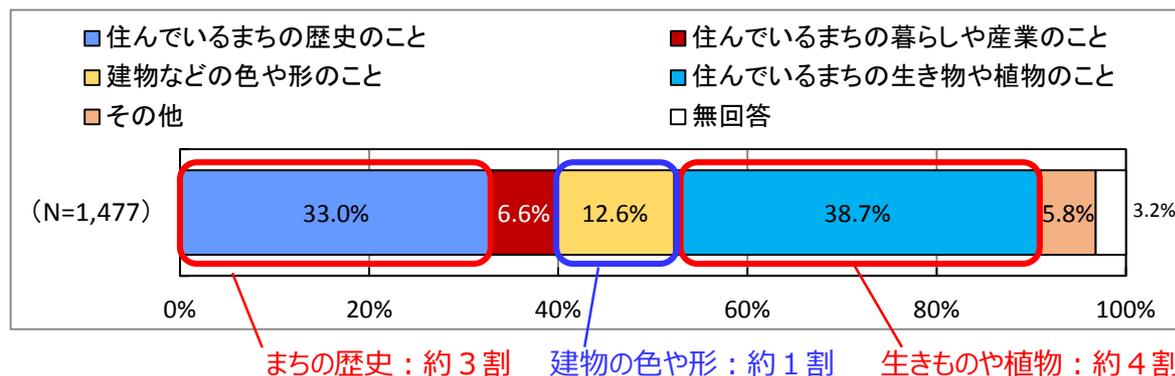


市街化調整区域・郊外住宅地では「閑静」が多い

Q7. あなたが知っている、住んでいる場所以外の札幌のまちなみで、好きなところはどんなところですか。(1つに○)



Q9. もし夏休みなどの自由研究で調べるとしたらどんなことですか。(1つに○)



2-3 市民ワークショップ

(1) 開催概要

① **調査名** 「みんなの景観ワークショップ」

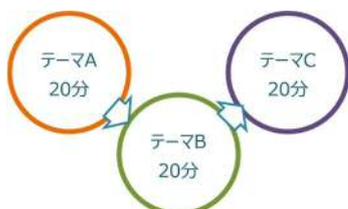
② **実施時期・会場**

平成 27 年 2 月 22 日（日）・さっぽろテレビ塔「しらかば」

③ **参加者の募集方法・参加者数**

市民アンケート対象者（18 歳以上の市民 3,000 名：無作為抽出による）への案内と、札幌市ホームページによる案内を実施し、参加を希望した 40 名を参加者として選出し、参加依頼を送付しました。参加者数は 29 名でした。

④ **実施方法**



- ・テーブルごとにテーマを設定
- ・各参加者は、全てのテーマで意見を出せるよう、テーブルを移動しながら意見を出し合った。



- ・最後に着いたテーブルで意見を出し合ったあと、そのテーブルのテーマについて、議論を進展させ、より良くするためのアイデアを出し合った。



- ・テーブルごとに議論の結果を発表し、参加者全員で共有した。

(2) 検討テーマ

テーマA 『あなたが気になる身近なスポットって？』

- ・普段生活している中で、いいな、好きだな、少し気に入らないなと思う身近なところ
- ・それはまちの中心、自然の中、住んでいるところ、どこだろう？

議論を進展 ➡ これまでに挙げられた気になるところを、より魅力的にするためには？

テーマB 『あなたが思う“おもてなし”の場所、街並み、シーンって？』

- ・札幌や地域の顔となる場所、街並み、シーンとは？
- ・外から人が来たらどこへ連れて行く？どんなことを自慢する？

議論を進展 ➡ これまでに挙げられた項目について、価値を高め、ブランド化していくためには？

テーマC 『あなたが思う札幌のイメージって？』

- ・札幌全体の都市としてのイメージとは？
- ・他の都市にはあまりない、札幌らしさってなんだろう？

議論を進展 ➡ これまでに挙げられた札幌のイメージを、景観の切り口でもっと良くするためには？

(3) 結果概要

① テーマA

『あなたが気になる身近なスポットって?』

普段生活している中で、いいな、好きだな、少し気に入らないなと思う身近なところ。それをより魅力的にするためには？



●気になる身近なスポット

好き・魅力的だと思うところ

公園や緑地などのみどりのある場所

河川などの水辺空間

展望台など眺めのよい場所

歴史を感じる情緒のある場所

散歩・滞留などができる人が集う場所

都心で開放感のある場所

課題と感じているところ

オープンスペースが少ない

空き地・空き家の問題

周囲になじまない建物

除雪や雪捨て場の問題

ゴミなどの問題

●より魅力的にする取組みアイデア(抜粋)

- ・公園などのみどりを空間的にネットワークさせる
- ・地域の団体や事業者などが主体となった取組を行う
- ・高層建物の立地はメリハリをつける
- ・景観資源の周辺を良くするための工夫をする
- ・空き店舗を活用するなど、街のオープンスペースを増やす
- ・ガイドブックを工夫する
- ・フリーペーパーやSNSなどのツールを活用しPRする
- ・ロケ地など、若い世代が興味を持つように工夫する
- ・魅力的なスポットをPRする人をつくる
- ・スポットを巡るモデルコースをつくる
- ・各地域の魅力スポットを紹介しあう

② テーマB

『あなたが思う“おもてなし”の場所、街並み、シーンって?』

札幌や地域の顔となる場所、街並み、シーンとは? その価値を高め、ブランド化していくためには?



●札幌や地域の顔となる場所、街並み、シーン

四季の風景	北大イチョウ並木の秋らしい風景
	大通公園の噴水の夏らしい風景
札幌を代表する場所	イベント(ピアガーデン、オータムフェスト、雪まつり等)が多く開催される大通公園
	札幌駅から近くポプラ並木などみどりが多い北大
	桜並木等、様々な魅力資源がある円山地域
	遊ぶところも食べる場所も揃った狸小路
	札幌の玄関口としてとてもきれいな札幌駅
	札幌といえばイメージする人が多いすすきの
	ロープウェイや展望台からの眺めが魅力の藻岩山
	公園のデザインやイベントが個性的なモエレ沼公園
作品を見るだけでなく体験もできる芸術の森	
風食の風景	展望台のあるジャンプ台が珍しい大倉山
	チカホをはじめとした地下のネットワーク
	美味しい食事のイメージやジンギスカン鍋が並ぶ食事店の風景
歴史が感じられる場所	大通公園から見渡せる基盤の目の街なみ
	札幌の歴史を感じられる古い建物を活かしたカフェ

●価値を高め、ブランド化していくためのアイデア(抜粋)

- ・気軽に集まれる場所や休憩できる場所がたくさんあると良い
- ・歩道の段差改善など、もっとバリアフリーが進むと良い
- ・景観を阻害する建物をもっと規制できると良い
- ・古い建物をカフェなどで活用する
- ・明るすぎる看板を控えめにする
- ・郊外で夜間暗い場所が明るくなると良い
- ・明るい色彩の建物が増えると良い
- ・季節の魅力をPRし、大通で四季を感じてもらおう
- ・タバコのポイ捨てが減ると良い
- ・観光案内サインや道路サインのデザインを統一する
- ・各場所で完結するのではなく、相互につながるような案内がほしい
- ・スマートフォンなどで場所を案内できると良い
- ・案内標識にQRコードなどを表示し、そこから他の場所の情報も提供する
- ・駅から歩ける範囲に巡る場所があると良い
- ・駐輪を減らしたい

③ テーマC

『あなたが思う札幌のイメージって?』

札幌全体の都市としてのイメージとは? それらを景観の切り口でもっと良くするためには?



●札幌のイメージ、札幌らしさ

- 大都市のイメージ
- 生活環境が整っていて住みやすい
- 都市と自然が近く自然が豊か
- 雪が多く身近
- 四季が明瞭で、それを生かしたイベントが多い
- 洗練されている
- 食べ物おいしい
- 人があたたかい
- 観光地の場所やそこへの案内がわかりづらい
- 基盤の目の道路がわかりづらいこともある

●景観の切り口でもっと良くするためのアイデア(抜粋)

- ・屋根の色を統一するなど、まち全体の統一感を高める
- ・大切なところは規制する
- ・画一的に規制しすぎずに、多様性も生かす方がよい
- ・通りから見える山並みを大切に
- ・案内サインをもっとわかりやすくする(デザイン、言語含)
- ・景観だけでなく、食べ物の情報も入った地図をつくる
- ・札幌市民が多言語を話せるようにし、外国人観光客を案内できるようになるとよい
- ・観光ボランティアが増えるとよい
- ・自転車交通がすっきり見えるようにしたい
- ・除雪のルールを徹底すると交通安全だけでなく、景観にもつながる
- ・まちをこうしていくという戦略を市民と共有する

2-4 事業者アンケート

(1) 調査概要

① **調査名** 「札幌の景観に関するアンケート」

② **実施時期**

平成27年3月3日(火)～平成27年3月17日(火)

③ **調査方法**

札幌市の景観施策に関連のある事業者(札幌市へ法令に基づく届出を行った届出者・設計者及び札幌市の景観施策に関連のある事業者団体の会員)を調査対象として、郵送及びメールにより調査票を配布(郵送:1,024通、メール:1,064通)、回収しました。

④ **回収状況**

373件(郵送:291件、メール82件)のご回答をいただき、回収率は17.9%でした。

(2) 調査結果(抜粋)

○ 調査結果の概要

【景観への意識と取組について】

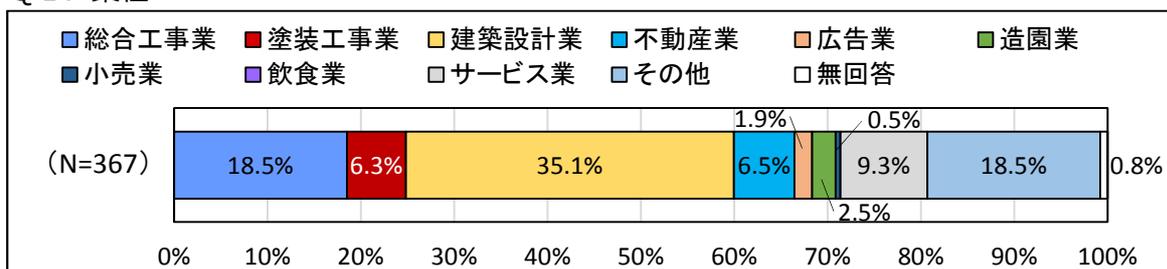
- ・事業者の大半が景観を意識していますが、「常に」景観を意識している割合は高くありません。(問2 Q1)
- ・景観を意識する理由としては「社会貢献であると考え」が半数を超えており、「間接的利益・直接的利益につながる」と考えるよりも多くなっています。(問2 Q2)

【札幌市における景観に関する届出制度について】

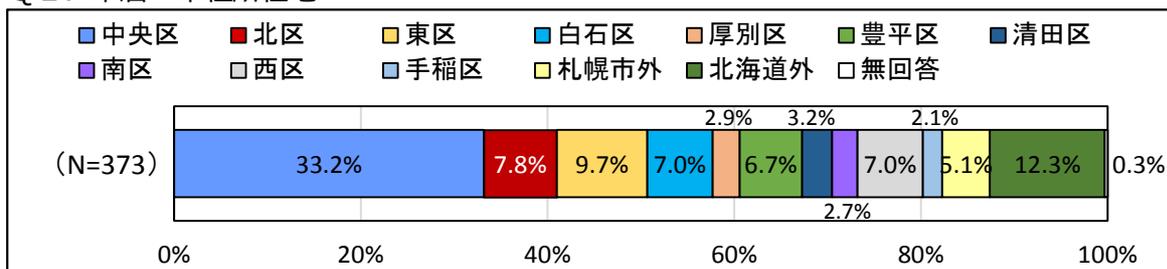
- ・札幌市における景観に関する届出制度は、「札幌市景観計画」策定から7年が経過し、設計業務に携わる方にはおおむね認知されています。(問3 Q1)

【問1】回答者の属性

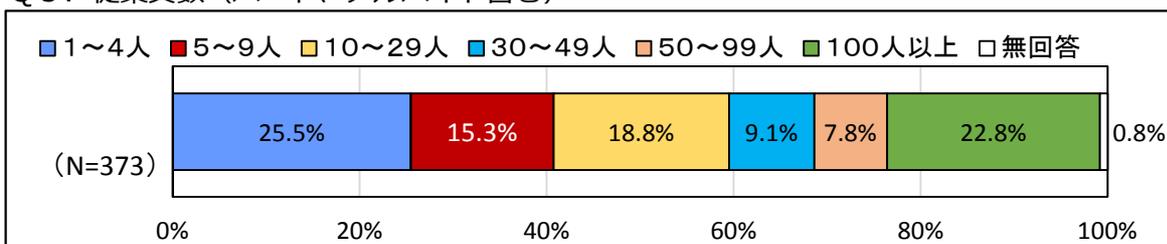
Q1. 業種



Q2. 本店・本社所在地

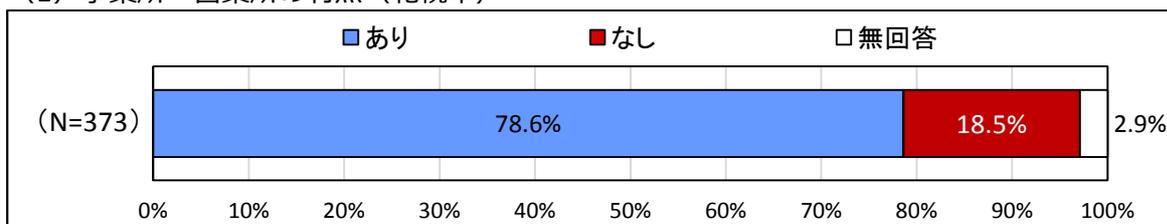


Q3. 従業員数（パート、アルバイト含む）

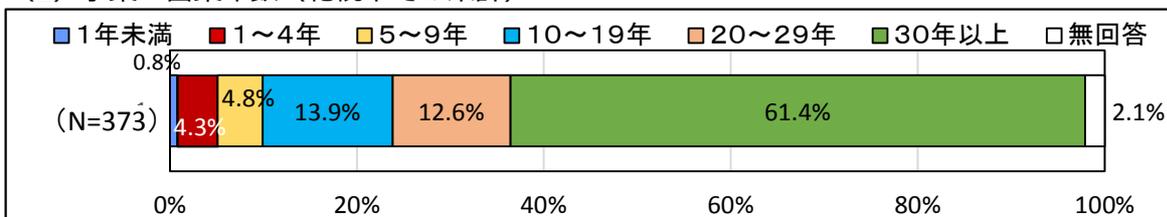


Q4. 札幌での事業・営業状況

(1) 事業所・営業所の有無（札幌市）

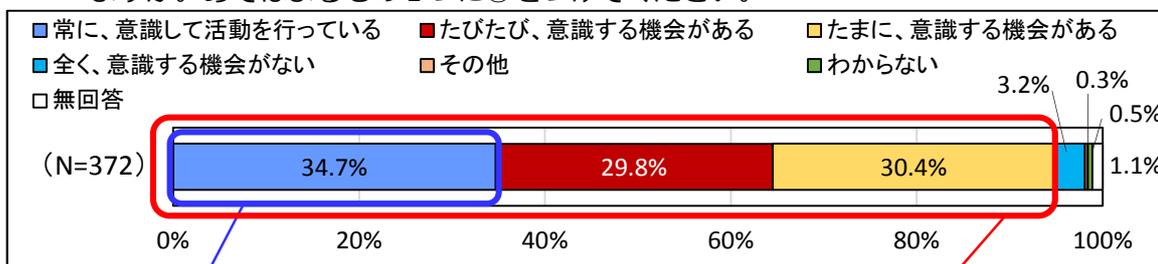


(2) 事業・営業年数（札幌市での累計）



【問2】景観への意識と取組について

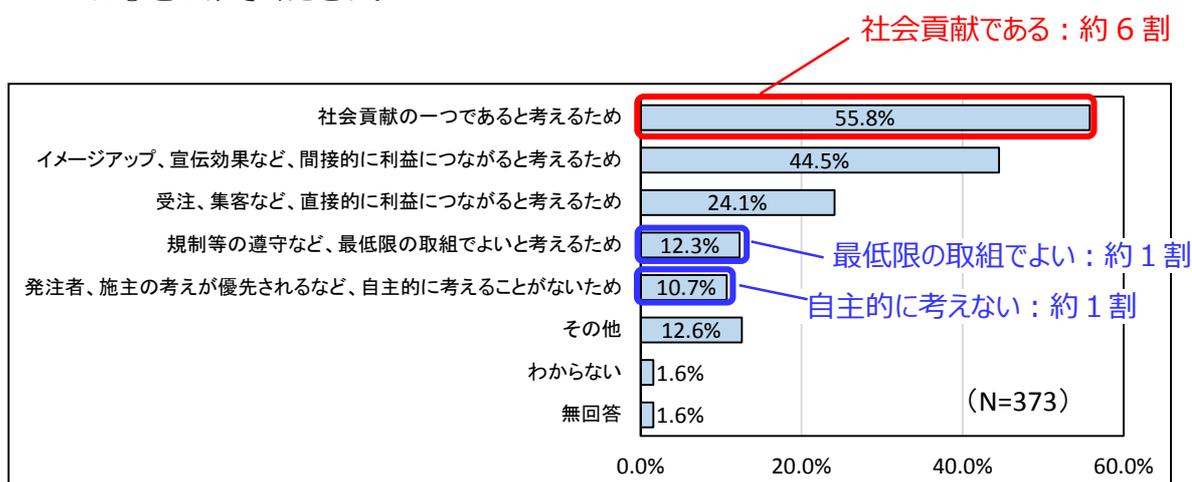
Q1. 日々の事業活動において、景観（街並みや自然等）をどのくらい意識する機会がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



常に意識：約3割

景観を意識することがある：約9割

Q2. Q1 のようにお答えになったのはなぜですか。その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください。



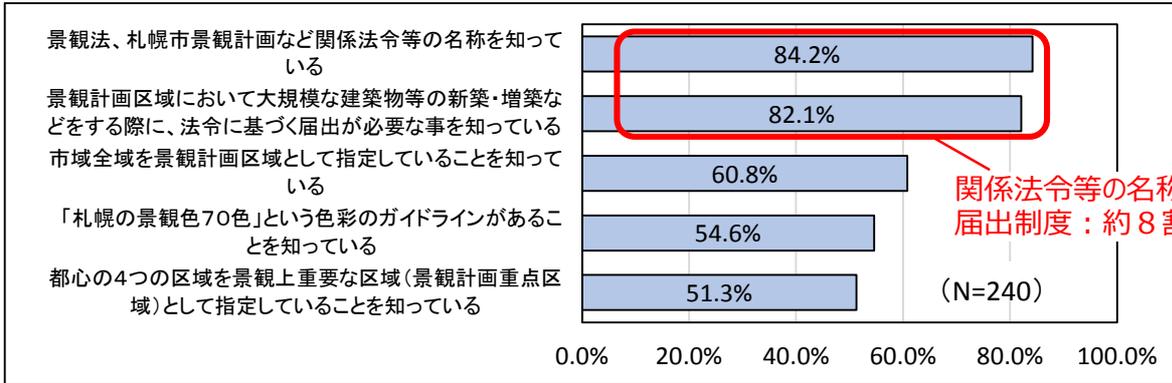
社会貢献である：約6割

最低限の取組でよい：約1割

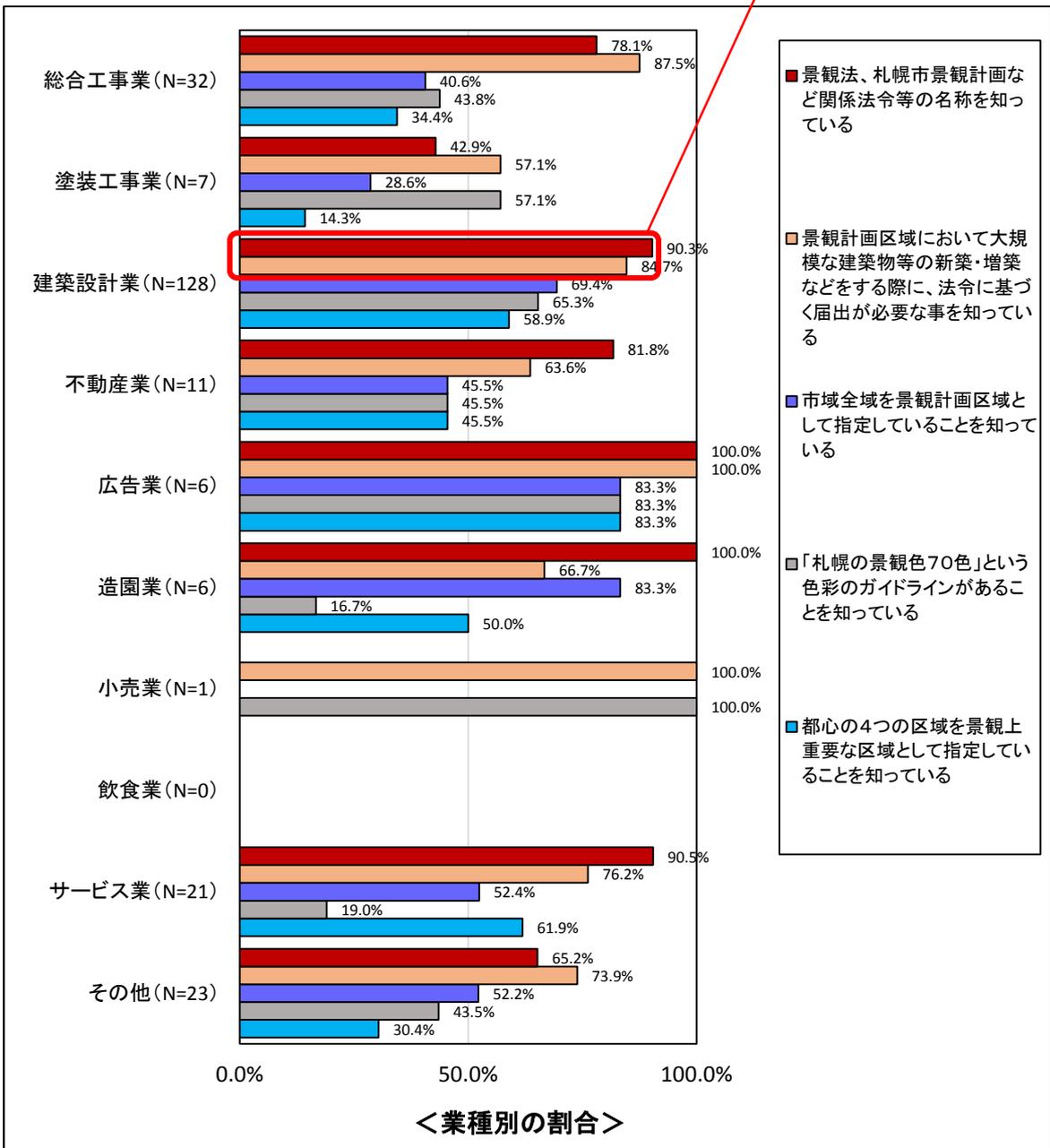
自主的に考えない：約1割

【問3】札幌市における景観に関する届出制度（景観法及び都市景観条例）について

Q1. 届出制度について、知っているもの全てに○をつけてください。



建設設計業では、届出制度等がおおむね認知されている。



2-5 市民アンケート（その2）

（1）調査概要

札幌市では、各種施策や事業についての市民への周知度や要望を把握し、今後の施策推進の参考とすることを目的に、市長政策室広報部が市民アンケートを行っています。

平成27年9月に実施した市民アンケートでは、札幌の「景観」に関する意識についての設問を盛り込みました。

① **調査名** 「平成27年度第2回市民アンケート」

② **実施時期**

平成27年9月3日（木）～平成27年9月18日（金）

③ **調査方法**

札幌市にお住まいの18歳以上の市民5,000名を無作為に抽出し、調査の対象として、郵送により配布・回収しました。

④ **回収状況**

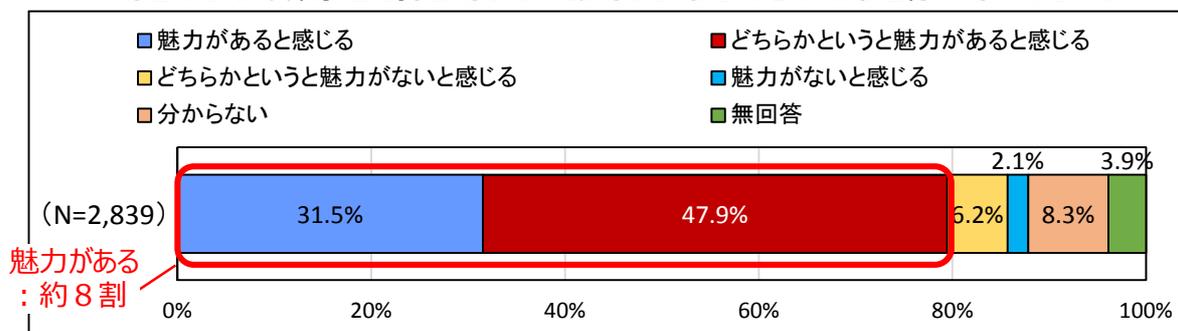
2,839名の方からご回答いただき、回収率は56.8%でした。

（2）調査結果（抜粋）

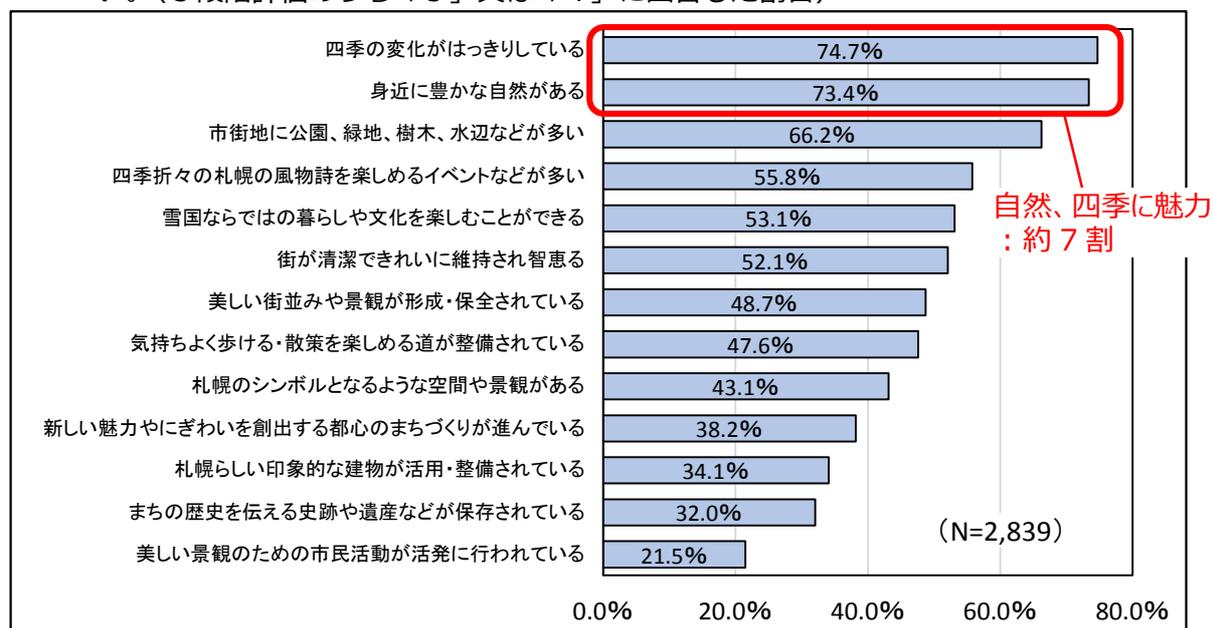
【問1】札幌市全体の景観の印象について

- ・約8割の市民が札幌の景観を「魅力があると感じる」、「どちらかという魅力があると感じる」と回答しています。
- ・その理由として自然や四季に関する項目が魅力的だと感じる意見が多くなっています。

Q1. 札幌市全体の「景観」についてお聞きします。あなたは札幌市全体の「景観」についてどのような印象をお持ちですか。あてはまるもの1つに○を付けてください。



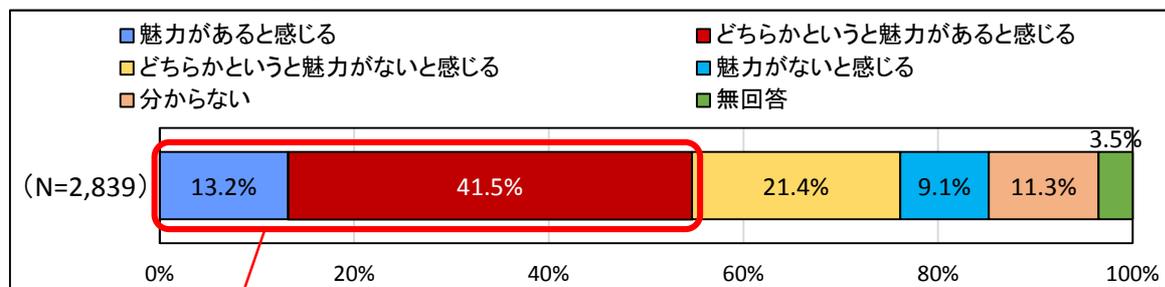
Q 1-1. 札幌で暮らしている中での実感として、各項目についてどの程度魅力的だと感じますか。5段階でそれぞれあてはまるもの1つあてはまるもの1つに○を付けてください。（5段階評価のうち「5」又は「4」に回答した割合）



【問2】居住地域の景観について

・約5割の市民が、身の回りの地域の景観を「魅力があると感じる」、「どちらかというとも魅力があると感じる」と回答しています。

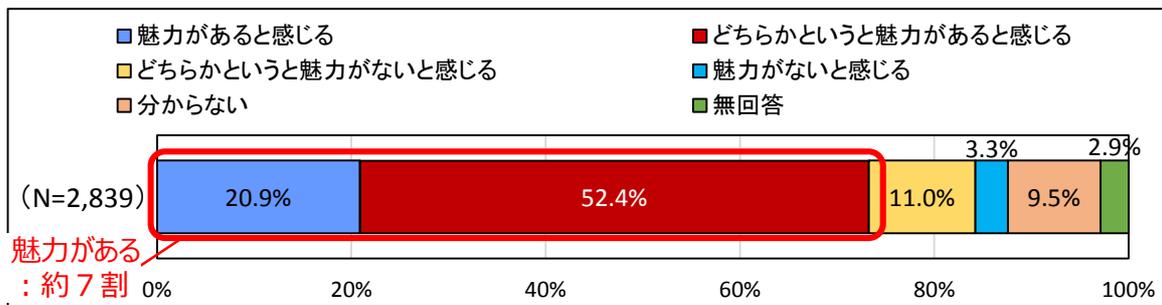
Q 2-1. お住まいの地域の「景観」について、どのような印象をお持ちですか。あてはまるもの1つに○を付けてください。



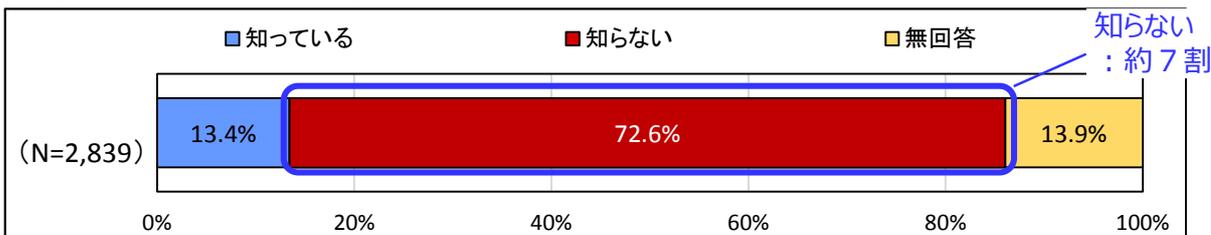
【問3】都心の景観について

- ・約7割の市民が、都心の景観を「魅力があると感じる」、「どちらかというとも魅力があると感じる」と回答しています。
- ・約7割の市民が、景観計画重点区域の指定を知らないと回答しています。
- ・景観計画重点区域の4地区のうち、札幌駅北口地区以外はおおむね好評価となっています。

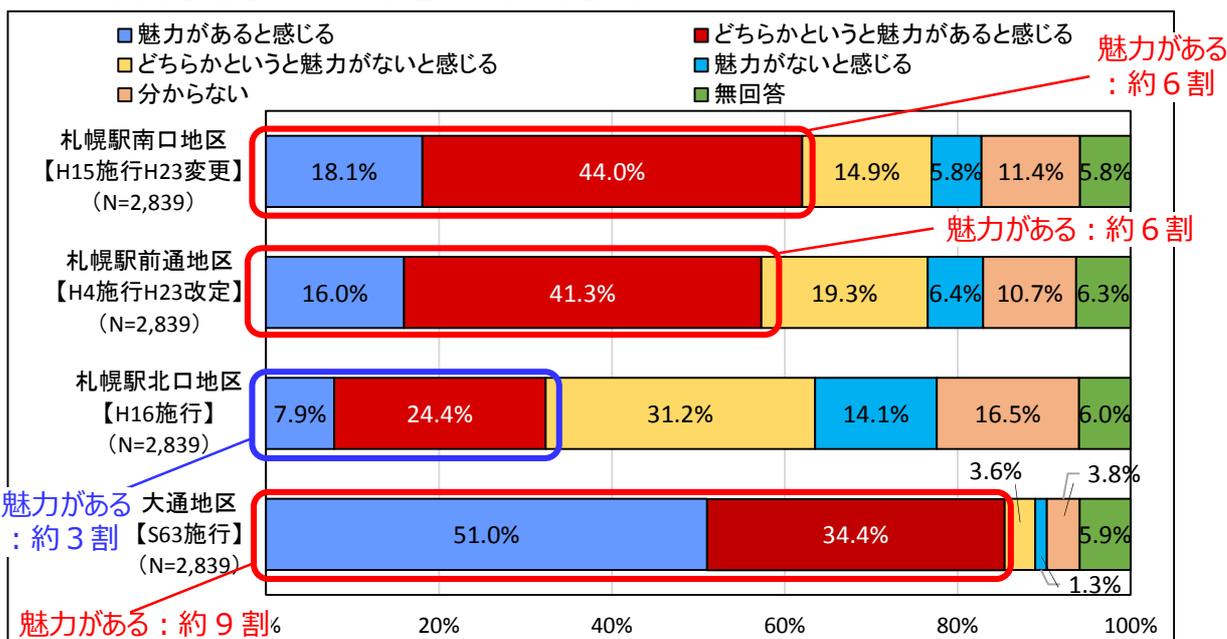
Q3. 都心の「景観」について、どのような印象をお持ちですか。あてはまるもの1つに○を付けてください。



Q3-1. 都心の4つの区域が景観計画重点区域に指定されていることを知っていますか。あてはまるもの1つに○を付けてください。



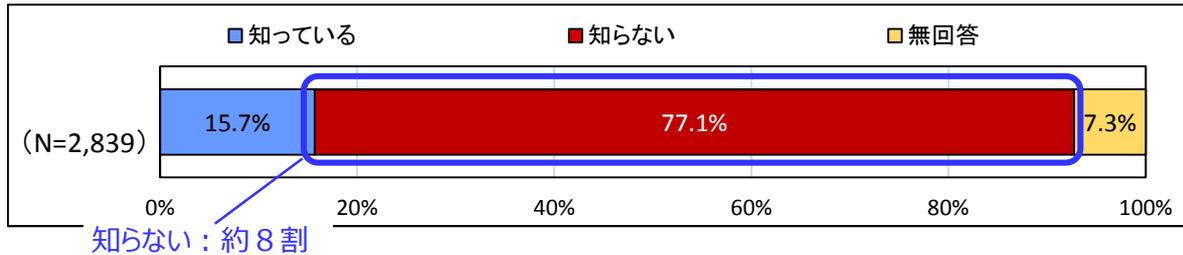
Q3-2. 都心の4つの区域の「景観」について、どのような印象をお持ちですか。それぞれあてはまるもの1つに○を付けてください。



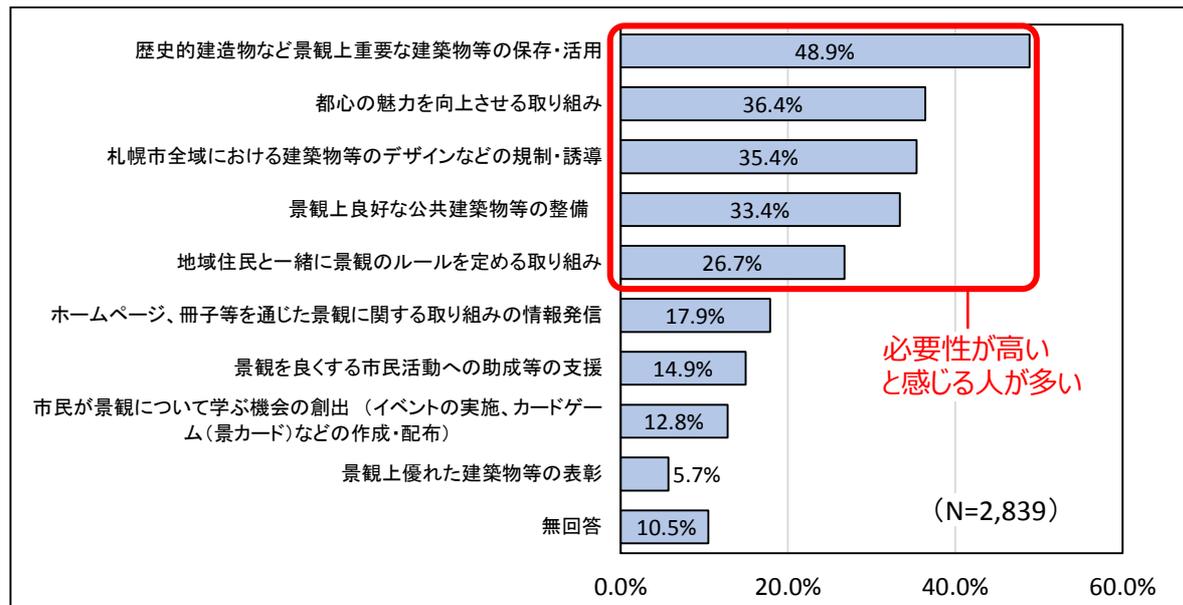
【問4・5・6】札幌市の景観施策にあたって

- ・約8割の市民が、札幌市の景観施策の取り組みを「知らない」と回答しています。
- ・今後さらに充実させていく必要があると考えられる景観施策については、**歴史的建造物等の保存・活用や都心の魅力向上、建築物等のデザインなどの規制・誘導、良好な公共建築物等の整備、地域住民とのルール作りの意見の割合が高くなっています。**
- ・今まで「景観」に関する情報を得たのは「広報さっぽろ」が、約半数です。
- ・「札幌らしい景観」と聞いて思い浮かべるキーワード、イメージは「都市と自然」が、約半数です。

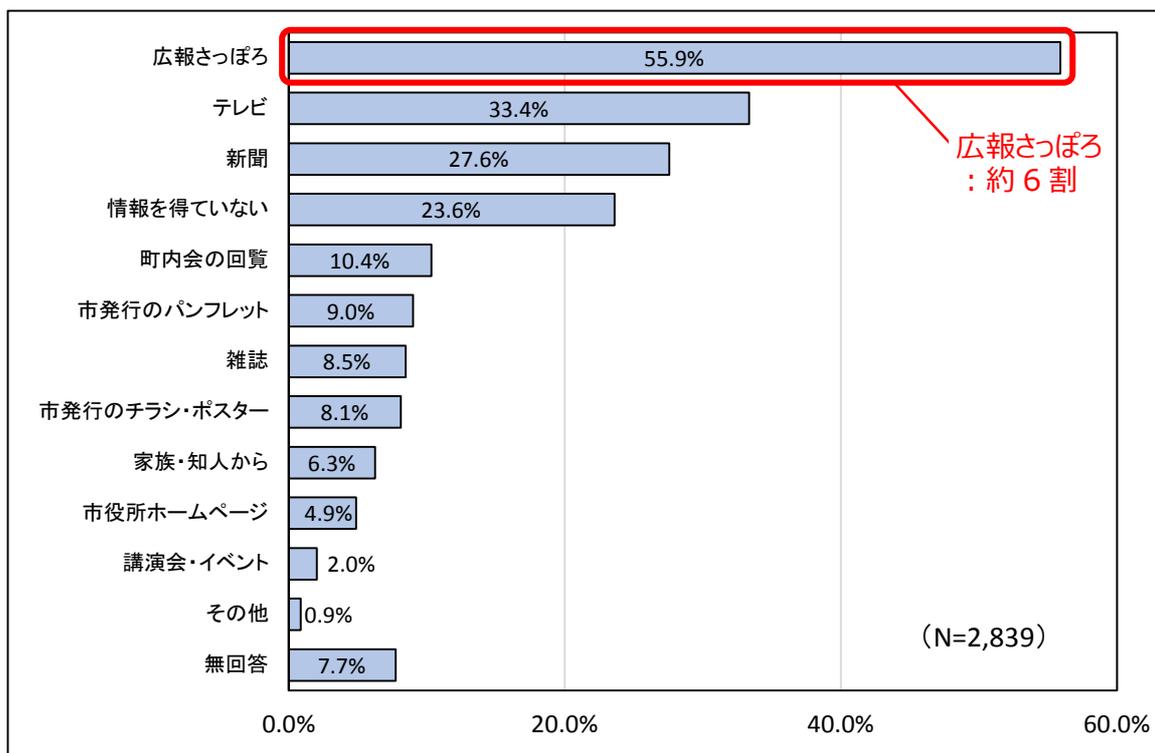
Q4. 札幌市が景観施策に取り組んできたことを知っていますか。



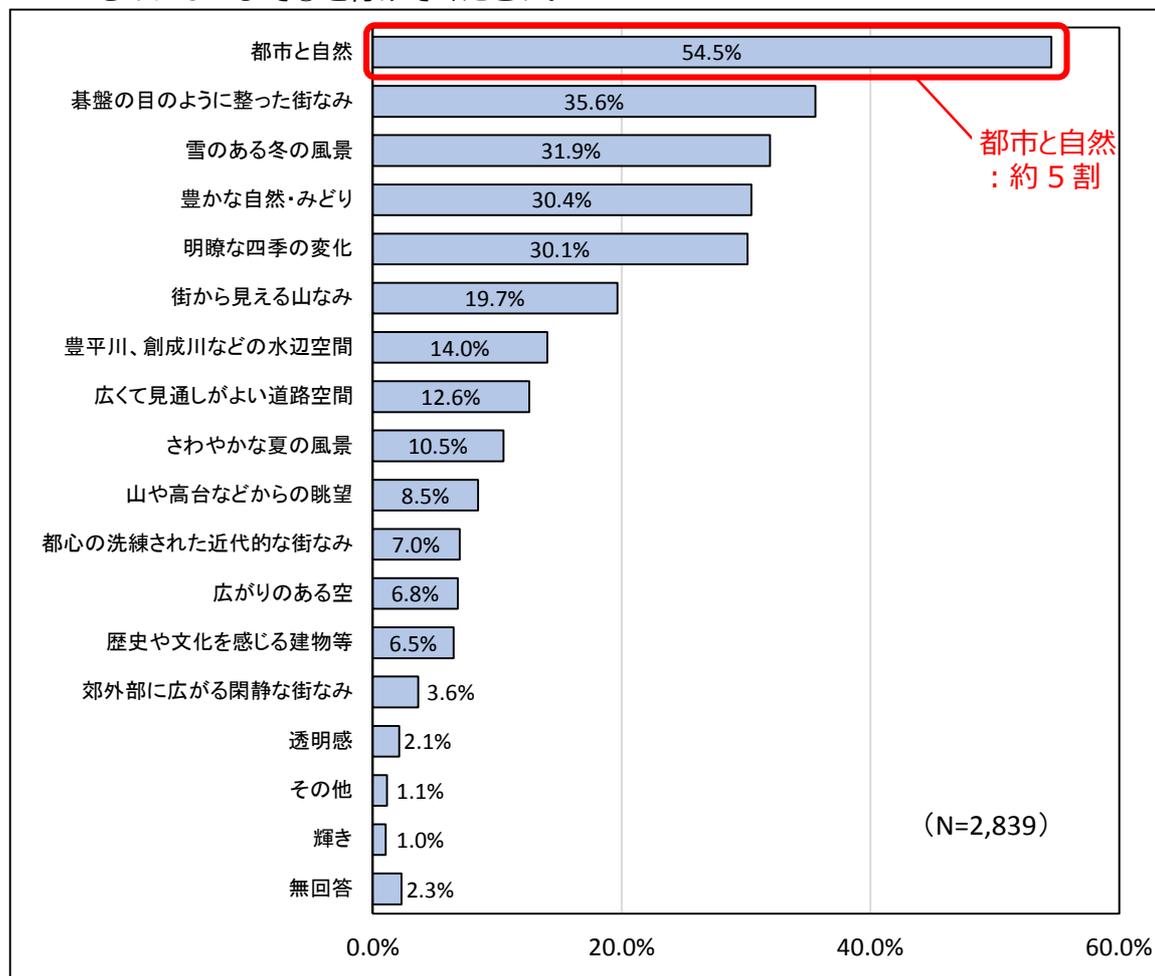
Q4-1. 札幌市が取り組んできた景観施策の中で、あなたが今後さらに充実させていく必要があると思う取り組みは何ですか。あてはまるものに3つまで○を付けてください。



Q5. 今まで、「景観」に関する情報を得たのはどのようなものからですか。あてはまるものにいくつでも○を付けてください。



Q6. 「札幌らしい景観」と聞いて思い浮かべるキーワード、イメージについて、あてはまるものに3つまで○を付けてください。



2-6 パネル展

(1) 実施概要

- ① **調査名** 「これからの景観を考えるパネル展」
- ② **開催時期・会場**

開催時期	開催会場
平成 27 年 10 月 4 日 (日)	札幌駅前通地下歩行空間 (チ・カ・ホ)「Sapporo-north2」
平成 27 年 9 月 17 日 (日) ~10 月 5 日 (月) (期間中各会場 3 日間ずつ巡回展示)	各区役所等 (中央・北・豊平・清田・西・手稲区役所、東・白石・厚別・南区民センター)

③ 実施概要

上記の開催時期・会場において、パネル展を行うとともに来場者アンケートを実施しました。また、札幌駅前通地下歩行空間 (チ・カ・ホ)「Sapporo-north2」では、ポスターを使用したシール投票や関係事業者団体のパネル展示も行いました。

④ 来場者数

札幌駅前通地下歩行空間 (チ・カ・ホ)「Sapporo-north2」の来場者数 約 200 人



パネル展当日の様子

(2) 展示したパネル (抜粋)

1 これからの景観を考えるパネル展
札幌のまちをもっと美しく
景観計画を見直しています

1 私たちの暮らしと景観
景観計画とは?
景観計画とは、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

2 これまでの取組
札幌市では、景観の形成を促すためのルールを制定しました。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

3 景観計画の見直しのポイント
景観計画の見直しは、景観の形成を促すためのルールを制定しました。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

5 これからの景観を考えるパネル展
良好な景観の形成に向けた取組③

地域ごとの景観まちづくり
景観計画とは、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

毎年の景観の考え方
景観計画とは、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

今後ごんごんに取り組んでいます
景観計画とは、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。景観計画は、景観の形成を促すためのルールです。

(3) 来場者アンケート

パネル展の来場者を対象として札幌市の景観の印象などについてアンケート調査を実施し、48人に回答いただきました。

① 集計結果（抜粋）

【問1】回答者の属性



【問2】札幌市の「景観」についてお聞きします。

Q1. あなたは、札幌市の「景観」についてどのような印象をお持ちですか？

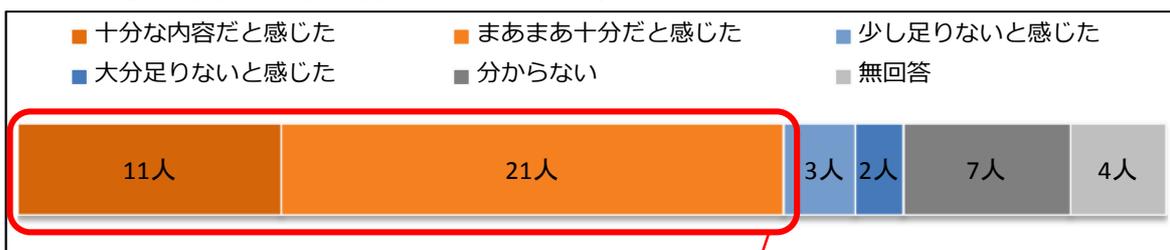
(あてはまる項目1つに○)



約85%が
札幌の景観に
魅力を感じている。

【問3】パネルの内容についてお聞きします。

Q3. 新しい計画の内容は、札幌市の景観をもっと美しくしていくために十分な内容だと感じましたか？(あてはまる項目1つに○)



約67%が
景観計画が札幌の景観を美しくするに
十分な内容であると感じている。

② 寄せられたご意見（抜粋）

- ・都市景観を大事にする姿勢は都市の魅力アップにつながるので今後も大事にしてほしい。(男性・65歳以上)
- ・札幌市でこのような取り組みを行っているのははじめて知りました。大都市で開発が進んでいく中で、景観を守る活動が大切だと思います。景観色の名前に札幌市にちなんだものをつけているのがすごいと思います。今後HP等気にかけてみようと思います。(女性・24歳以下)
- ・せっかく札幌の景観色が作られているので、もっと広くアピールして戸建て住宅にも活用を図ってはどうか。知らない市民がいっぱいいると思い、もったいないと思うので、2か所でモデル地区として進んでいるのは嬉しい。もっとあちこちでも「景観」を取り上げてほしい。(女性・25歳以上～64歳以下)

(4) ポスターを使用したシール投票

パネル展では、札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)「Sapporo-north2」の東側・西側広場に各1枚ずつ投票ポスターを設置しました。そのポスターにシールを貼っていただく形式で、新しい景観計画に定める良好な景観形成に向けた6つの基本姿勢のうち、5つのフレーズにふさわしい写真を選んで投票していただきました。



ポスターを使用したシール投票の様子



シール投票用ポスター結果 (抜粋)

○投票結果

① 自然を守り、生かす



1位 北海道大学のイチョウ並木 (中央区) 39票



2位 定山溪温泉の二見吊橋 (南区) 19票



3位 秋の定山溪 (南区) 19票

② 歴史を踏まえ、受け継ぐ



1位 北海道庁旧本庁舎 (中央区) 44票



2位 札幌時計台 (中央区) 18票



3位 豊平館 (中央区) 15票

③ 札幌の「顔」を創り、磨く



1位 大通公園（中央区）36票



2位 札幌テレビ等からみた大通公園の眺め（中央区）11票



3位 石山緑地（南区）10票

④ 地域の個性を見だし、伸ばす



1位 市電のある風景（中央区）28票



2位 すすきの（中央区）23票



3位 鯉のぼりがたなびく定山溪温泉（南区）10票

⑤ みんなが取り組み、支える



1位 さっぽろ雪まつり市民雪像の制作風景（中央区）41票



2位 大通公園ベンチ塗装（中央区）17票



3位 市立札幌病院ガーデニング活動（中央区）5票

2-7 札幌市景観計画（案）に対するパブリックコメント

（1）実施概要

① 実施期間

平成28年1月20日から平成28年2月18日までの30日間

② 資料

ア パブリックコメント資料

・「札幌市景観計画（案）」本書及び概要版

イ キッズコメント資料

・小学生・中学生向け「札幌市景観計画（案）」

③ 資料配布方法・閲覧場所

ア パブリックコメント資料

- ・札幌市役所本庁舎 1階ロビー、2階市政刊行物コーナー、2階都市局建築指導部管理課、5階市民まちづくり局都市計画部地域計画課
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ



パブリックコメント資料（概要版）

イ キッズコメント資料

- ・札幌市役所本庁舎 1階ロビー、2階市政刊行物コーナー、5階市民まちづくり局都市計画部地域計画課
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・市立小中学校（小学5、6年生、中学1、2、3年生）
- ・札幌市公式ホームページ



キッズコメント資料

④ 意見提出方法

・郵送、FAX、Eメール、ホームページ上の意見募集フォーム、持参

⑤ 意見募集の周知方法

- ・札幌市公式ホームページへの掲載
- ・広報さっぽろ平成28年1月号への掲載
- ・札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）「Sapporo-north2」映像装置での告知
- ・市役所本庁舎1階ロビー及びエレベーター前映像装置での告知

- ・関係事業者団体への情報発信
- ・平成 26 年度みんなの景観ワークショップ参加者への情報発信 など

⑥ パブリックコメント実施結果

- ア 意見提出者数：24 人・2 団体
- イ 意見件数：102 件
- ウ 年代別内訳

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	年代不明	事業者団体等	合計
人数 (人・団体)	1	1	4	3	5	6	4	2	26
件数 (件)	18	1	9	6	11	42	6	9	102

エ 提出方法別内訳

提出方法	持参	HP	郵送	Eメール	FAX	合計
提出者数 (人・団体)	2	9	6	5	4	26
構成比 (%)	8	35	23	19	15	100

オ 意見内訳（計画案の構成に沿って分類）

分 類		件数 (件)	構成比 (%)
計画全般		5	4.9
第 1 章	目的と位置付け	17	16.7
	1-1 計画策定の目的	1	
	1-2 位置付け	3	
	1-3 計画の前提	9	
	1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題	4	
第 2 章	札幌の景観特性	0	0.0
	2-1 自然	0	
	2-2 都市	0	
第 3 章	理念・目標・基本姿勢	8	7.8
	3-1 理念	2	
	3-2 目標	3	
第 4 章	良好な景観の形成に関する方針	11	10.8
	4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	9	
	4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針	2	
第 5 章	良好な景観の形成に向けた取組	43	42.2
	第 5 章全般	1	
	5-1 届出制度による景観誘導	21	
	5-2 景観資源の保全・活用	14	
	5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進	4	
第 6 章	計画の推進にあたって	7	6.9
	6-1 計画の推進体制	5	
	6-2 計画の進行管理	2	
その他	11	10.8	
合計	102	100.0	

⑦ キッズコメント（子どもの意見）実施結果

ア 意見提出者数：90人

イ 意見件数：92件

ウ 学年別内訳

学年	人数
小学5年生	26人
小学6年生	43人
中学1年生	9人
中学2年生	10人
中学3年生	2人
合計	90人

(2) パブリックコメント等の内容

① パブリックコメント

は、景観計画（案）の修正・追記を行った項目
（詳細はP147～149参照）

計画全般

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
計画全体	—	1 札幌市景観計画(案) については、全般として概ね理解し賛同する。	—	—
	—	2 札幌のまちづくりの資料として大変分かりやすい資料だと思った。	—	—
	—	3 「札幌の景観色70色はきれいで羨ましい」と札幌市民以外の人から言われる。	—	—
	—	4 札幌の未来が楽しみ、子孫や札幌の街が生き残るための行政の取組は素晴らしいと思う。札幌市民として手伝えることがあれば協力したい。	—	—
	—	5 新幹線やオリンピック招致に向けて、大きく変貌していく札幌市を楽しみにしている。	—	—

第1章 目的と位置付け

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
計画策定の目的 1 1	6	1章・2章は導入部として解りやすく、挿入図は視覚的にも「景観」にふさわしい良質な出来栄。	—	—

第1章 目的と位置付け(続き)

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
1-2 位置付け	【上位計画等との関係】	7	都市計画マスタープランは景観計画の上位計画として位置づけられているのか。	1	この計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について定めています。 また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は都市計画マスタープランに適合するものとして定めています。そのため、都市計画マスタープランの理念等は、計画の前提としてこの計画にも記載しています。 なお、都市計画マスタープランとの関係の法的根拠を明確にするため、一部文章を追加しました。
	(4)都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等	8	都市計画マスタープランの都市づくりの理念や基本目標等を載せているのはなぜか。		
1-3 計画の前提	(1)景観のとらえ方	9	景観を見えているものの景色としてしか説明していないように感じる。定義をもっと明確にすべき。	2	景観は様々な要素で構成されていることなどを、計画の前提として明確にしておくことが重要であると考えています。 なお、景観は、目に見えない背景も含めてとらえるべきであることや、すべての人々に関わりがあるという考え方を明確にするよう、文章を修正しました。 また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。
		10	景観のとらえ方として、あえて項目を立てて整理する必要があるのか。		
		11	景観は、全ての人に影響を及ぼすため公益性がある。この考え方を加えるべき。	1	
	(2)計画期間	12	計画期間を20年と定める根拠は何か。あえて定める必要はないのではないか。	1	この計画には、第5章において具体的な短期的な取組も示していることから計画期間を定めています。この計画期間は、札幌市都市計画マスタープランにあわせ20年としています。
	(3)対象区域	13	行政区域全域を対象とするのは広すぎないか。都市計画計画区域外は他分野の計画等で対応すべき。		札幌をとりまく自然環境も重要な要素であることから、行政区域全域を対象としています。都市計画区域外も対象区域(景観計画区域)とすることで、行政区域全域で届出など法の規定が適用されることとなります。
1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題	(1)景観施策の経緯・現状	14	第2章でも都市づくりの経緯について記されているが、内容が重複していないか。		ここでは、今回の計画見直しの基本的考え方を明確にするため、景観施策の経緯・現状等を整理しています。一方、第2章では、札幌の景観特性を明らかにすることを目的として、これまでの都市づくりと街並みの特徴を整理しています。
	(2)これからの景観施策の主要課題	15	これからの景観施策の主要課題は納得できる点ばかりであった。		—
		16	これまでの景観施策は時代に合っていたと思うので、あえて「受動的・保守的に」と否定的にとらえる必要はないのではないか。		ここでは、これからの景観施策が、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へ転換していくべきことを明確にするためこれまでの施策について述べており、否定的にとらえているものではありません。

第1章 目的と位置付け(続き)

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
1-4 緯・現状と主要課題 景観施策の経	17	「…こうした状況において」の一文は、誰が主体となり取り組んでいくのか明確にすべき（P9・上から8行目）		ご意見の趣旨を踏まえ、本文を修正しました。

第3章 理念・目標・基本姿勢

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
3-1 理念	18	理念にある「輝きを織りなす」という表現は、どのようなことを表しているのか。	1	「北の自然、都市、人」それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つことを強調して表現しています。
3-2 目標	19	目標の「1 秩序と調和」と「2 個性が際立ち」は相反するのではないのか。	1	目標1に記載のとおり、良好な景観形成には、ある一定の「秩序と調和」が保たれることが重要です。その上で、目標2に記載のとおり、それぞれの地域ごとに「個性が際立つ」魅力的な景観を創出することが大切だと考えています。
	20	目標の「3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」は、手段であり、目標そのものではないのではないのか。		多様な主体が景観に対する理解を深めながら取組を重ねること自体も重要と考え、目標の一つに設定しています。
3-3 基本姿勢	21	札幌をとりまく山で安全に配慮しながら登山やスキーを楽しむなど、自然的な景観資源を活用することが重要ではないのか。		ご意見のように、身近な自然に親しめることは札幌の重要な特徴の一つと考えています。そのため、「ア 自然を守り、生かす」を基本姿勢の一つに設定しています。
	22	基本姿勢の「ウ 札幌の「顔」を創り、磨く」と「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」の関係性が整理できていないのではないのか。		都心部など、札幌の「顔」となる場所の景観の魅力を高めていくことを重視することに加え、身近な地域ごとの魅力を高めていくことも欠かせないと考えているため、それぞれを基本姿勢として掲げています。
	23	基本姿勢「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」では、居住している地域の景観を磨くという観点が必要なのではないのか。		ご意見のとおり、身近な住宅地の景観の魅力を高めることは重要と考えています。ここで示している「地域」には、身近な住宅地も含まれています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	24	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」は具体的にどのようなことか。	1	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」としては、例えば秋に紅葉する樹種を選定することや冬期間も安心して楽しめるアトリウム等を適切に配置することなどが考えられます。こうした考え方は「別表1の1-2景観計画区域における景観形成基準」にも盛り込んでいます。なお、より具体的な内容については、個別の施設計画等の検討の中で考慮されるべきと考えます。	
	25	雪氷エネルギーの導入など、雪を生かすことは、札幌の特性を踏まえた景観の維持・向上につながると思う。			
	26	全市的視点からのみどりのネットワークの付図が掲載されているが、ヒューマンスケールのきめ細かな視点での連続性も重要ではないか。	2	水とみどりの方針としては、きめ細やかな視点での連続性も重要であると考えています。その観点を明確にするよう、文章の表現を修正しました。	
	27	景観計画重点区域は、都心部の特性を踏まえた方針を掲げているが、それ以外の市街地についても、区分を明瞭にして地域の個性を重視した方針とする必要があるのではないか。			市街地等の特性に応じた景観誘導を図る必要があることから、都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めています。
	29	歴史的建造物を文化的創造の拠点として活用するような考え方を盛り込むべきではないか。		ここでは、「歴史」、「文化・暮らし」の視点別に方針をまとめていますが、ご意見のような取組は、個別の事例ごとに具体化について検討していくべきと考えます。	
	4-2 特定地区の特性を踏まえた景観形成の方針	30	景観計画重点区域の方針をもっと具体的に記載すべきではないか。		景観計画重点区域については、「5-3(3)①工景観計画重点区域の見直し検討」に示すように、今後地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討していきます。
		31	札幌駅北口周辺地区の魅力が低いと感じるため、他の景観計画重点区域にはない個性を打ち出すことが必要ではないか。		

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
第5章全般	32	各節の「(3)主な取組」ではどの範囲まで取組を記載しているのか。その他に取組があれば記載してはどうか。		「(3)主な取組」では、今後新たに導入する、又は見直す取組を記載しています。その他これまで行ってきた取組については今後も継続して行います。

第5章 良好な景観の形成に向けた取組(続き)

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
5-1 全般	33	届出制度について理解していない事業者等もまだ多いのではないかと。	2	届出制度について周知を図っていくことが重要であると考えています。今後も、「5-4(3)②アわかりやすく多様な情報発信」に示すとおり、わかりやすいパンフレットを作成するなど、事業者等に向けた周知を継続して行います。
	34	「届出・協議による景観誘導」とはどのようなことかを説明する必要があるのではないかと。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、文章の表現を修正しました。
(1)現状と課題	35	景観誘導を行うには、工事着手30日前までの届出では遅いのではないかと。		景観法の規定により、工事に着手する30日前までに届出をする必要がありますが、札幌市では、条例により、届出に先立って事前協議ができることとしています。
	36	届出・協議による景観誘導は効果のある取組なのか。また、取組の効果を数値化する等の検討も必要なのではないかと。		「5-1届出・協議による景観誘導」は、景観法に基づく最も基本的な取組です。この取組については、平成20年度から毎年100件前後の届出実績があり、届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導していることから、一定の効果があったと考えています。なお、現時点でこの効果を数値化する等の手法は定まっておりませんが、「6-2(2)活動指標及び成果指標による進行管理」に記載のとおり、今後成果指標のあり方を検討していきます。
5-1 届出・協議による景観誘導 (2)主な取組 ①景観上優れたものへの誘導 方策の充実	37	現状でも行われている事前協議と新たに導入する「(仮称)景観プレ・アドバイス」の違いは何か。		事前協議は、届出に先立ち、届出者と札幌市が協議を行うものです。一方、「(仮称)景観プレ・アドバイス」は、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う仕組みとして導入するものです。
	38	「(仮称)景観プレ・アドバイス」の対象に景観重要建造物等の敷地に近接するものとなるが、対象となる行為について確実に協議を行うために、どのような方策を考えているかと。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の目的や協議対象、協議方法などに加え、景観重要建造物等の位置を示すことで、十分な周知徹底を図ります。
	39	国際的な観光都市づくりのため、広い視野を持った専門家に、アドバイスをもらってはどうか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の体制は、都市景観審議会のもとに部会を設置することを検討しています。具体的な委員構成については、案件に応じて個別に調整していく必要があると考えています。
	40	計画内容を周辺住民に早期に周知するため、住宅を建てる際の建築計画概要の立て看板等に外観パースなどを載せてはどうか。		届出者等に対して周辺住民との協議を義務付けることは、新たに負担を伴うことになるため、慎重に検討する必要があると考えます。そのため、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」において、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討することを盛り込んでいます。
	41	計画の早い段階で、協議等に住民が加わるしくみが必要ではないかと。		

第5章 良好な景観の形成に向けた取組（続き）

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
5-1 届出・協議による景観誘導	(2)主な取組 ①景観上優れたものへの誘導 方策の充実	42	公共の建造物は、長い間そこに存在するので、札幌の気候や風土に溶け込むことが特に必要。関係部局と連携して取り組んでほしい。		「第3章 3-3 基本姿勢」でも示しているように、行政には先導的な役割を果たすことが求められるため、「5-1(3)①ウ市有建築物等に係る協議等の充実」において、計画の早い段階からの協議を位置付けています。
	(3)主な取組 ②届出対象の見直し	43	新たに届出対象に追加する工作物は、どのようなものを想定しているのか。		「別表1の1-1 景観計画区域における届出対象行為」に示しているとおり、築造面積2,000㎡以上のものを新たに対象とします。具体的には大規模な太陽光発電施設やタンクが想定されます。
		44	塗装を行わないコンクリート構造物は、事務の簡素化の観点から、届出対象外とすべきではないか。		塗装の有無に関わらず、規模が大きい工作物等は、周辺の景観への影響が大きいと考えるため、届出対象としています。
	(4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出	45	景観計画区域、景観計画重点区域、(仮称)景観まちづくり推進区域について、それぞれの景観形成基準の関係性がわかりにくい。		ご意見の趣旨を踏まえ、それぞれの区域において届出対象行為をしようとする場合に、どの景観形成基準への適合が求められるか明確になるよう、文章の表現を修正しました。
	(4)取組を支える制度と運用の考え方 ④屋外広告物に関する事項	46	路面電車やバスの車体全体を覆うラッピング広告についても記述を追加すべきではないか。		この計画では、札幌市屋外広告物条例で必要な規制を行うことを位置づけており、具体的な運用の詳細については、別途同条例を踏まえて許可基準等を整理しています。
	別表1、2	47	札幌の景観色70色は良い取組だと思うが、サインや案内表示については、視認性や安全性の観点から、誰もが視認しやすい色とすること(カラーユニバーサルデザイン)が必要ではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「別表1の1-2 景観計画区域における景観形成基準」に案内表示等の記載を追加しました。
	別表3	48	鉄塔の色彩は、札幌の景観色70色から選定されるべきではないか。		鉄塔の新設にも色彩景観基準が適用され、外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』となります。ただし、「他法令に基準のある場合は、この限りではない。」としており、物件ごとに他法令の基準等を踏まえ、景観誘導を行います。
49		全市的な色彩景観基準に加えて、地域ごとの色彩景観基準等を作成してはどうか。		「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」に示すように、取組を進める際に地域の要望があれば、(仮称)景観まちづくり指針の中に盛り込んでいきます。	

第5章 良好な景観の形成に向けた取組（続き）

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
5-2 景観資源の保全・活用	5-2全般	50	これまでは、景観上の価値を考慮せずに解体し、新築する傾向が強かった。地域の魅力が低下しないよう適切に保全すべき。	2	景観重要建造物等への指定や維持・保全のための助成といった現在の取組は今後も継続して行います。また、（仮称）活用促進景観資源を新たに位置付けるなど、景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していきます。
		51	新たな景観資源の掘り起こしには、市民との合意形成が大切だと思うが、市としてはどのような方法を考えているのか。		例えば、景観まちづくりの取組を地域ごとに進める中で地域住民が地域の特徴的な景観資源を確認・共有することや、普及啓発の取組を通じてこれらの資源を情報発信することなどが考えられます。
	(1)現状と課題	52	歴史的建築物が姿を消すのは、「他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらない」ことだけが理由ではないのではないか。	1	ご意見の指摘部分については、現行の助成金の課題として記載しています。この課題を受け、助成金については(3)②アに示しているように、活用への柔軟な助成について検討していきます。
5-2 景観資源の保全・活用	(1)現状と課題	53	景観重要建造物等が「歴史的価値に着目した指定に限定されている。」こと自体は課題ではないのではないか。		歴史的価値に着目した指定については今後も重要と考えています。ここでは、これまで歴史的価値以外の観点からの景観重要建造物等を指定してこなかったことを課題として記載しています。
		54	「改修工事等にかかる費用の一部助成」とあるが、その内容（助成割合や上限額など）を記載したほうがよい。		ご意見の趣旨を踏まえ、記載を追加しました。
		55	「事業者などが維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない」とあるが、この課題への対応策はどのようなものか。		「5-3(3)③多様な主体による景観資源の共有」に記載のとおり、例えば、景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させることなどが考えられます。
	(2)取組の基本的考え方	56	「景観資源を積極的に保全・活用していく。」とあるが、民間所有の建物等まで市自らが保全・活用することはできないのではないか。		ご意見の趣旨を踏まえ、「5-3(2)取組の基本的考え方」について、本文の表現を見直しました。
	(3)主な取組 ①景観資源の指定等に関する体系の再整理	57	①景観上の価値のとらえ方の拡大とあるが、具体的な評価の観点を全て記載すべき。		「5-2(3)①ア景観上の価値のとらえ方の拡大」に記載のとおり、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点が考えられますが、具体的な内容については今後の取組の中で検討していきます。
	(3)主な取組 ②景観資源の保全・活用への多様な支援	58	②『景観資源の「保全」への多様な支援』は、その内容を踏まえると「保全」を「保全・活用」とすべきではないか。		ご意見の趣旨を踏まえ、記載を見直しました。

第5章 良好な景観の形成に向けた取組（続き）

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
5-2 景観資源の保全・活用	59	景観重要建造物や札幌景観資産自体を保全する取組だけではなく、その周辺環境も保全していく取組が必要ではないか。		ご意見の視点は重要と考えていることから、景観重要建造物等の敷地に近接する建築物等について、「（仮称）景観ブレ・アドバイス」の仕組みを計画に盛り込みました。（5-1参照）また、「地域ごとの景観まちづくり」（5-3参照）の取組を具体化する際に、景観資源周辺の景観について検討することも重要と考えています。
	60	景観資源に関して市民に一層の周知を図ってはどうか。		景観資源の周知は重要と考えており、この項にも示しているとおり、様々な媒体を通じて情報発信をしていきます。また、「5-4(3)②多様で効果的な情報発信」における普及啓発の取組（5-4参照）としても、景観資源等の紹介を位置付けています。
5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進	61	市民アンケートの結果からも、今後は居住地域の景観を磨く観点が重要であることを強調すべき。		市民アンケートの結果を踏まえると、地域ごとの景観まちづくりが一層重要になることが明確になるよう、表現を一部修正しました。なお、居住地域も含めて地域ごとの魅力を高めることが重要と考えています。
	62	市民や地域の主体性を大切にするため、小さな取組でもよいので実現可能なことから手掛けていくことが重要。		ご意見のとおり、地域が主体的に取り組む活動は重要と考えています。「5-3(1)①現状」にあるとおり、モデル地区において指針作成に向けた取組を進めていますが、この指針にも地域が主体的に取り組む活動を盛り込む予定です。
	63	地域住民が地域の景観を理解することこそが重要なのではないか。		ご意見のとおり、地域住民が地域の景観を理解することは重要です。そのため、（仮称）景観まちづくり指針では、地域住民等と市が協働で策定するものとして位置付けており、策定過程で意見交換等を重ねる中で景観に対する理解が深まるものと考えています。
	64	札幌駅前通は札幌駅から大通までの区間のみが景観計画重点区域に指定されているが、大通からすすきのまでの区間の景観も重要ではないか。		札幌駅前通は、都心まちづくり計画において骨格軸の一つに位置付けています。大通以南の景観も重要な検討課題の一つと考えており、地域のまちづくり活動等とも調整しながら取り組んでいきます。
景観形成に関する普及啓発 5-4	65	普及啓発の取組の対象は、20代～40代の若手を中心とすることが重要ではないか。		ご意見のような世代はもとより、子どもから大人まで多様な世代を対象とした取組を展開していきます。
	66	小学校や中学校で景観や都市計画について学ぶ授業を構築できるとよい。		小学生を対象とした「ミニまち講座」は、継続して実施していく予定です。また、ご意見の趣旨を踏まえ、今後も効果的な取組方法について検討していきます。

第5章 良好な景観の形成に向けた取組（続き）

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観形成に関する普及啓発 5-4	(3)主な取組 ②多様で効果的な情報発信 67	普及啓発は面白さが必要だと思う。札幌駅前通地下歩行空間の共用サインージで景観資源のコンテンツを見たり体験できる取組を提案する。		より効果的な普及啓発を目指して試行的に取り組んできた「好きです。さっぽろ（個人的に。）」では、景カードや景観大喜利など、多くの人に関心を持ってもらえるような取組を実施してきました。今後もより効果的な取組を検討していきます。

第6章 計画の推進にあたって

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
6-1 計画の推進体制	—	計画の進行にあたっては、多様な意見について丁寧な説明と議論の積み重ねを期待する。		ご意見については、重要なことと認識しています。計画の進行にあたっては、可能な限りご指摘の点について実践していきます。	
	—	計画の推進にあたっては市民と事業者の経済的負担が大きくなるのが考えられるが、支援対策費や助成金についてどのように考えているのか。		「5-2 景観資源の保全・活用」と「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」の「その他取組を支える制度等」に示すように、景観重要建造物等助成金や景観まちづくり助成金を活用することができます。	
	推進体制のイメージ図について	70	事業者による事業活動は、景観の形成に大きな影響を与えることから、事業者の役割を拡大すべき。	1	ここに示すとおり、事業者に限らず市民や行政もそれぞれの役割を担い、相互に連携して取り組んでいきます。
		71	景観は全ての人に関わりがあり、公益性があるという考え方を計画の推進体制の中で強調すべき。		ご意見のとおり、景観は全ての人に関わりがあることから、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要であると考えています。なお、この考え方については、「1-3(1)景観のとらえ方」でも明確に示しました。また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。
6-2 計画の進行管理	(2)活動指標及び成果指標による進行管理 72	目標はどの程度達成されたか厳しい検証が必要。		計画には成果指標を提示していますが、いずれも現時点で十分な蓄積がないことから、今後成果指標のあり方について検討していきます。	
	73	成果指標として、他都市との取組の比較をすることも必要ではないか。			

その他

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観づくりや施設整備に関する具体の提案 (計 11 件)	74	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨々川から道庁まで水辺空間を整備してはどうか ・大通公園に、地中熱を利用した高断熱の円形ドームを駅直結で整備し、市民の憩いの場としてはどうか ・学校のグラウンドを2階レベルの人工地盤とし、下部を雪処理等で活用するほか、地域住民が利用できる場として整備してはどうか ・モエシ沼公園周辺の水辺の景観を向上させるため、地域住民等による草刈りなどの取組を行うべき ・大きな樹木を自動車から守るため、周囲に防護柵を設置してはどうか ・公園トイレの衛生的な整備が必要 ・都心において、住所や通りの名称のユニークかつ統一的な表示板を整備してはどうか ・新川の桜並木周辺に駐車場を整備してはどうか ・魅力ある観光資源のイメージをベースに、市民間に広がる合言葉をつくってはどうか ・都心にある創成川で、地域発案のイベントを多数開催し、もっと有効活用してはどうか ・少子高齢化に伴い、郊外住宅地において発生する空き地を家庭菜園等の生涯学習の場として活用してはどうか 		ご意見については、具体の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。

② キッズコメント（子どもの意見）の内容

は、景観計画（案）の修正・追記を行った項目
（詳細は P147～149 参照）

第5章 5-1 届出と話し合いによる景観誘導

意見概要	NO.	意見抜粋	札幌市の考え方
みどりを育て、守ることは良い景観を作るのに大切である (類似意見：他 9 件)	1	札幌市は大きな街なのに緑がたくさんあって、四季もはっきりしていてきれいな街なので、緑を減らさないでほしい。	札幌市でも、みどりを育て、守ることが良い景観を作るのに大切であると思っています。届出と話し合いによる景観誘導をする時にこのことを伝えていくなど、様々な取組を行う際に、このことを考えながら取り組んでいきます。
	2	電柱を地下に埋めたところに、北海道ならではの木など、緑を植えて、「自然の中にある都市」に見えるようにしたら良いと思う。	
	3	住宅街にもっと緑を増やして並木にするなど、中心地以外にも魅力を感じてもらえるようにすると良い。	
	4	緑を保護したり、増やしたりして、「緑あふれる札幌」をアピールしたら良いと思う。	
みどりが特徴的な場所がもっとあると良い (類似意見：他 1 件)	5	桜並木など春になるときれいでくつろげる場所があると良いと思う。	
	6	緑を見ると落ち着くし木陰もできて夏は涼しく通れるので、街路樹だけでなくちょっとしたところにも緑をつくるのがいいと思う。	
夜景など夜の景観づくりにもっと力を入れた方が良い (類似意見：他 6 件)	7	夜景と四季がきれいなまちがいいと思う。	札幌市でも、昼の景観だけでなく、夜の景観づくりも大切であると思っています。届出と話し合いによる景観誘導をする時に、このことを伝えていきたいと思っています。
	8	建物を使った夜景づくりをするべきだ。	
	9	昼間見える景色だけではなく、夜景にも気を使った方が良い。	
冬や雪の良さを生かした景観をつくっていくと良い (類似意見：他 1 件)	10	イベントなどを通じて、雪などの特徴とまちが一体化することができると思う。	冬のイベントは、市民や観光客にとって札幌の魅力の一つです。市民にとっても、観光客にとっても、魅力的な景観づくりを図ります。
	11	景観に関わる札幌市の一番の個性は「雪」だと思うので、雪まつりだけではなく、他にも雪に関わることを有名にしていけば、札幌市民だけでなく、他の地域の人にも札幌市の景観の良さが伝わると思う。	
	12	札幌市の個性を見だし、伸ばすということを大切にして「冬」をテーマに景観を作っていくということを計画してほしい。	
建物を作る際は、色々な人の意見を聞いたり、周りの街並みと合わせるなど大切である (類似意見：他 4 件)	13	建物の色を決めるときには、色々な人の意見や話し合いをしなくてははいけないと思った。	札幌市でも、大きな建物や景観資源等のまわりで建物を作るときは、景観にくわしい人など、いろいろな人と話し合うことが必要だと考えています。話し合うときは、色やデザインがまわりの街並みにあっているかお互いに確認したいと思っています。
	14	札幌市で相談して建物を建てる事や、建物に色を塗ることがすごく大切だと思った。	
	15	札幌は自然が豊かなので、自然の色を使った建物が多いと良いと思う。	

意見概要	NO.	意見抜粋	札幌市の考え方
建物を作る際は、色々な人の意見を聞いたり、周りの街並みと合わせるなどが大切である (類似意見：他4件)	16	今ある建物を建て替えるとなった時に、建物の色に気をつけるようにするべきだ。	札幌市でも、大きな建物や景観資源等のまわりで建物を作るときは、景観にくわしい人など、いろいろな人と話し合うことが必要だと考えています。話し合うときは、色やデザインがまわりの街並みにあっているかお互いに確認したいと思っています。
	17	街並みを揃えるだけでなく、緑の量や、周辺の建物などがバランスよくあることが良いと思う。	
	18	何か一つの建物が目立つのではなく、建物の高さや色などもバランスよく考えて建てたいと思う。	
	19	建物を建てるなどときは、それぞれの地域の街並みや個性を生かした建物にすることが大切だと思う。	
景観資源などの周りの建物は、特に気にして建物を作った方が良い (類似意見：他3件)	20	時計台周辺は、周りの高いビルが邪魔しているので、ビルの色を変えて、時計台付近に合う感じの建物にしたら良い。	
	21	歴史的な建物や、自然を守るために、歴史のある建物は、緑で囲んで、周りの建物はシンプルにすると良いと思う。	
景観上良くないものへの取組が大事	22	歴史的建造物や景観の良い建物に力が入りすぎていると思うので、景観を損ねている建物などにも力を入れると良いと思う。	景観上良くないものは作らないように、届出と話し合いの取組を今後も続けていきます。
人が集まる場所をもっと良い景観にした方が良い	23	景観を良くする取組を中心部に集中するのは良いと思う。また、人がたくさん集まり、外国人観光客なども集まる所などを優先してやるべきだと思った。	札幌市でも、札幌駅周辺や大通など、たくさん人が集まる場所を良くする取組はもちろん、住宅地などの地域の皆さんと協力して、身近な地域の景観を良くする取組も大切だと思っています。これらの取組は、今後も続けていきたいと思っています。
人が集まる場所以外も良い景観にした方が良い	24	観光客が良く来るような中心部だけでなく、それ以外のところも景観を良くしたいと思う。	

第5章 5-2 景観資源の保全・活用

意見概要	NO.	意見抜粋	札幌市の考え方
歴史のある建物などを残してほしい (類似意見：他5件)	25	歴史ある建物など、札幌の街並みを良くしている建物を守るべきだ。	歴史ある建物などの景観資源を守っていくために、屋根や壁を修理する工事費用を補助するといった手助けにより、これらの景観資源をより長持ちさせるための取組を行っています。
	26	新しくできた建物もきれいで良いけれど、歴史のある建物も良いので、どちらの建物もずっと残って欲しい。	
	27	昔の建物や素敵な建物を保存して、札幌に残していくという取組はとても良い活動だと思う。	
たくさんの人々に景観資源を周知してほしい (類似意見：他3件)	28	歴史ある古い建物を、もっとたくさんの人たちに知ってもらうためにアピール活動をしたり、グッズを作ったりして、そのお金で建物をなおす費用に使った方が良いと思う。	皆さんのご意見を参考に、景観資源を広くみんなに知ってもらう取組を行うなど、景観資源の保全・活用の取組を進めていきます。
	29	景観資産のツアーやそこへの交通機関を整えたら、新しい観光産業になると思う。	

第5章 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

意見概要	NO.	意見抜粋	札幌市の考え方
地域の意見を取り入れた景観まちづくりを進めてほしい (類似意見：他1件)	30	良い景観をつくるためには、みんなで課題を考え、協力して取り組むことが良いことだと思う。	ご意見については重要だと考えています。地域ごとの景観まちづくりについて、地域のみなさんと一緒に考え、意見を聞きながら景観を良くするルールづくりを進めていきます。
	31	住んでいる人も気持ちよく過ごせるように、みんなで話し合いを続け、意見を聞きながら取組を行っていった方がいいと思う。	
景観まちづくりでこんなことに取り組んでほしい (類似意見：他3件)	32	景色を楽しめる場所に、ベンチをつけたいと思う。	ご意見のアイデアを参考にしながら、景観を良くするルールづくりの取組をしていきます。
	33	ボランティア活動などで、広い道路に、花や木などの植物を植えると良い。	

第5章 5-4 景観形成に関する普及啓発

意見概要	NO.	意見抜粋	札幌市の考え方
取組をもっとたくさんの人に知ってもらえるよう工夫して周知を行ってほしい (類似意見：他6件)	34	景観計画のことを、新聞やテレビ、パンフレットを使って、もっとたくさんの人によく知ってもらおうと良い。	計画に書かれている様々な取組についてより多くの人達に知ってもらうことは、これから良い景観をつくるためにはとても大切なことであると考えています。これまで行ってきたパンフレットやポスターを用いたアピールに加え、ホームページ等インターネットを使った方法など、新しい周知の方法について充実・検討していく予定です。
	35	重要な建物の色を塗り替えたりするときなどは、テレビなどで宣伝し、色々な人の意見を聞けたりすると良いと思う。	
	36	良い活動をしている人たちや素敵な建物などを、イベントやわかりやすいポスターなどで紹介すれば、たくさんの人に知ってもらえると思う。	
	37	「景観重要建造物」や「札幌景観資産」にどういものが指定されているのか、もっと知ってもらえるように頑張った方がいいと思う。	
	38	景観を良くするためには、みんなが意見を出し合って札幌市の魅力を全国に伝えていくといいと思う。その魅力が全国に伝われば、建物の修理などに協力してくれたり、世界へ広がっていくと思う。	
様々なイベントやゲームを通してもっとたくさん子どもや大人に札幌の景観を知ってほしい (類似意見：他7件)	39	季節に関わらず、外に出たいと思うイベントなどをやれば、人が織りなす輝きを作れると思う。	これまで様々な普及啓発の取組をしてきましたが、今後も大人から子どもまで楽しみながら景観について考えられる取組を継続していきます。また、小中学生の皆さんが遊びながら景観について学び親しんでもらえる景カードは、今後も普及啓発の大切な取組の一つとして広めていきます。景カードについての様々なアイデアについても、今後の取組を考える上で参考とさせていただきます。 ■景観計画へ反映したこと 普及啓発に関わる主な取組の一つである「市民等との協働による普及啓発の取組」という項目に、景カードを使った子どもへの普及の取組についての文章を追加します。
	40	札幌の景観をもっと市民が知るために、写真を撮るイベントとその写真を展示するイベントの両方をやればよいと思う。	
	41	キャラクターを使った周知・広報が良いと思う。	
	42	景カードの取組を広げるためには、外国人観光客や小さな子どもなどにも難しいルールを伝える工夫をする必要があると思う。	
	43	「景カード」や景観イベントなどの取組で、札幌の事をもっと知ってもらう事が大切だと思う。	

③ パブリックコメント等に基づく変更点（新旧対照表）*

* この新旧対照表は平成 28 年 4 月時点のものです。その後、条例改正や景観審議会の意見等を踏まえ、計画の文章表現について更に修正を行っている箇所があります。

箇所		修正前	修正後
1	1 - 2 位置付け 【上位計画等との関係】	札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。 また、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第 2 次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。	札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。 また、 <u>景観法第 8 条第 7 項の規定により</u> 、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第 2 次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。
2	1 - 3 計画の前提 (1)景観のとらえ方	「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。さらに、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する重要な要素であるといえます。 また、景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。	「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。 <u>また、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する要素です。このように景観は、そこに住み、訪れる全ての人々に関わりがあり、目に見えるものだけでなく、それが形づくられた背景や人々がまちに抱く印象など、幅広い視点でとらえることが重要です。</u> さらに景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。
3	1 - 3 計画の前提 (2)これからの景観施策の主要課題	こうした状況において景観の魅力を高めていくためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、 <u>地域住民とともに取り組んでいくことが不可欠となります。</u>	こうした状況において景観の魅力を高めていくためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、 <u>地域住民を含めた多様な主体が協力し取組を積み重ねていくことが不可欠となります。</u>
4	4 - 1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針 (1)自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針 <水とみどり>	○骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視し、 <u>連続性のある景観形成を図ります。</u>	○ <u>主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。</u>
5	5 - 1 届出・協議による景観誘導 (1)現状と課題 ①現状	届出・協議による景観誘導は、 <u>景観法に基づく最も基本的な取組です。</u>	<u>建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議する取組（届出・協議による景観誘導）は、景観法に基づく最も基本的な取組です。</u>

箇所		修正前	修正後
6	5-1 届出・協議による景観誘導 (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 ア 景観計画区域における景観形成基準等	景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項）及び景観形成基準（景観法第8条第2項）は（別表1）のとおり定めます。	景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項）及び景観形成基準（景観法第8条第2項第2号の規定による「 <u>良好な景観の形成のための行為の制限</u> 」）は別表1のとおり定めます。 <u>景観計画区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観形成基準に適合させる必要があります。</u>
7	5-1 届出・協議による景観誘導 (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 イ 景観計画重点区域における景観形成基準等	景観計画重点区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項、条例第24条）及び景観形成基準は（別表2）のとおり定めます。なお、景観形成基準については、 <u>アで定めるものに加えて適用します。</u>	景観計画重点区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項、札幌市都市景観条例第24条）及び景観形成基準（ <u>景観法第8条第2項第2号、札幌市都市景観条例第12条第2項第3号、第3項</u> ）は別表2のとおり定めます。 <u>景観計画重点区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させようとして、当該地区の景観形成基準に適合させる必要があります。</u>
8	5-1 届出・協議による景観誘導 (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 ウ（仮称）景観まちづくり推進区域における景観形成基準等	（仮称）景観まちづくり推進区域においては、当該地区の（仮称）景観まちづくり指針（5-3参照）の中で届出対象行為及び景観形成基準を定めることができるものとします。なお、届出対象行為及び景観形成基準については、 <u>アで定めるものに加えて適用します。</u>	（仮称）景観まちづくり推進区域においては、 <u>景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項）及び景観形成基準（景観法第8条第2項第2号）に、当該地区の（仮称）景観まちづくり指針（5-3参照）で、届出対象行為と景観形成基準をそれぞれ追加することができるよう、条例に位置付けます。</u> <u>（仮称）景観まちづくり推進区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させようとして、当該地区の（仮称）景観まちづくり指針で定めた景観形成基準に適合させる必要があります。</u>
9	5-2 景観資源の保全・活用 (1)現状と課題 ①現状	また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成を行っています。	また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成（ <u>景観重要建造物等助成金：助成対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度として助成</u> ）を行っています。
10	5-2 景観資源の保全・活用 (2)取組の基本的考え方	●そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、 <u>景観資源を積極的に保全・活用していく。</u>	●そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、 <u>景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していく。</u>
11	5-2 景観資源の保全・活用 (3)主な取組 ②景観資源の保全・活用への多様な支援	② 景観資源の保全への多様な支援	② 景観資源の保全・ <u>活用</u> への多様な支援

箇所		修正前	修正後
12	5-2 景観資源の保全・活用 (3)主な取組 ③多様な主体による景観資源の共有 【ロードマップ】	② 景観資源の保全への多様な支援	② 景観資源の保全・活用への多様な支援
13	5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 (1)現状と課題 ①現状	良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成27年第2回市民アンケート※17の結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっており、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり※18」の取組が一層重要となります。	良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成27年第2回市民アンケート※17の結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっていることから、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり※18」の取組が一層重要となります。
14	5-4 景観形成に関する普及啓発 (3)主な取組 ①景観に関する教育と体験の機会の提供 イ 市民等との協働による普及啓発の取組	市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の成果と課題を踏まえ、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。	市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の成果と課題を踏まえ、 <u>景カードを使った子どもへの普及啓発の取組など</u> 、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。
15	別表1 1-2 景観計画区域における景観形成基準	配慮項目：広告物などに配慮する 誘導基準：建物デザインや街並みとの調和を考慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考えるほか、 <u>複数個の看板が予想される場合には集合化を図る</u> 。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。	配慮項目：広告物や案内表示などに配慮する 誘導基準：建物デザインや街並みとの調和はもとより、 <u>安全性や視認性に配慮して</u> 、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。 <u>また、複数個表示する場合には集合化等</u> を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。

2-8 札幌市景観条例（素案）に対するパブリックコメント

(1) 実施概要

① 実施期間

- ・平成28年9月14日から平成28年10月13日までの30日間

② 資料

- ・「札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正についてご意見を募集しています」

③ 資料配布方法・閲覧場所

- ・札幌市役所 本庁舎1階ロビー、2階市政刊行物コーナー、2階都市局建築指導部管理課、5階まちづくり政策局都市計画部地域計画課
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ



パブリックコメント資料

④ 意見提出方法

- ・郵送、FAX、Eメール、ホームページ上のご意見募集フォーム、持参

⑤ 意見募集の周知方法

- ・札幌市公式ホームページへの掲載
- ・広報さっぽろ平成28年9月号への掲載
- ・関係事業者団体への情報発信
- ・景観重要建造物又は札幌景観資産所有者への情報発信
- ・平成26年度みんなの景観ワークショップ参加者への情報発信 など

⑥ パブリックコメントの内訳

- ア 提出者数：8人
- イ 意見件数：28件
- ウ 年代別内訳

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	年代不明	事業者団体等	合計
人数 (人・団体)	0	0	1	1	2	3	1	0	8
件数(件)	0	0	2	6	2	11	7	0	28

工 提出方法内訳

提出方法	持参	HP	郵送	Eメール	FAX	合計
提出者数 (人・団体)	0	1	3	1	3	8

オ 意見内訳（素案の構成に沿って分類）

分類	件数	構成比
改正全般について	7	25.00%
I. 「届出対象行為」の見直しについて	0	0%
全般	0	
1. 景観計画における基本的な考え方	0	
2. 届け出対象行為の追加・除外	0	
3. 特定届出対象行為の見直し	0	
II. 「景観プレ・アドバイス」制度の新設について	9	32.14%
全般	2	
1. 景観プレ・アドバイスの対象となる行為	3	
2. 実施時期や回数	0	
3. 景観プレ・アドバイスの体制	0	
4. 景観プレ・アドバイスの実施方法	4	
5. 助言内容等の公表	0	
III. 「活用促進景観資源」の新設について	6	21.43%
全般	4	
1. 活用促進景観資源の登録等について	2	
2. 登録の手続きについて	0	
3. 登録の取り消しについて	0	
4. 景観重要建造物等への配慮について	0	
IV. 「地域ごとの景観まちづくり」の新設について	0	0%
全般	0	
1. 景観まちづくり指針の策定について	0	
2. 景観まちづくり指針に定める事項について	0	
3. 景観まちづくり指針による届出について	0	
4. 良好な景観を形成するための基準との適合	0	
5. 景観まちづくり団体について	0	
V. その他の条例改正について	0	0%
全般	0	
1. 新たな景観計画における理念の反映	0	
2. 札幌景観資産における指定基準の改正	0	
その他	6	21.43%
合計	28	100.00%

(2) パブリックコメント等の内容

景観施策全般について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
全般	1	美しい景観を積極的に誘導していく景観計画の内容は、市民として大変期待する所である。	—	—
	2	新たな景観計画に基づいて都市景観条例等の改正を検討していることは時宜を得たことである。	—	—
	3	今回の改正素案については、おおむね賛成である。	—	—
	4	札幌は、定山溪温泉や大通公園など、魅力的な場所があり、美しい都市である。	—	—
	5	景観の規制は、企業の進出や都心の開発の妨げになる可能性がある。	1	届出・協議等により良好な景観が形成されることで、イメージの向上等による観光客の増加や民間投資の誘発など、経済的にも良い効果が期待されることから、必ずしも企業の進出や都心の開発の妨げになるものではないと考えています。
	6	美しい景観を創り上げるためには、行政と市民が協力して取り組む仕組みが必要である。	—	ご意見の視点は重要と考えています。条例にもその視点が明記されており、新たな景観計画の第5章において具体的な協働の取組を位置付けて推進していきます。

II 「景観プレ・アドバイス」制度の新設について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
全般	7	景観プレ・アドバイス制度の新設に賛成する。	—	—
	8	景観プレ・アドバイス制度を新たに条例に位置づけることは、遅きに失した感はあるが、札幌市の歴史的景観資源の保全の観点から、大きな前進である。	—	—
II-1 景観プレ・アドバイスの対象となる行為	9	景観重要建造物等の敷地に近接する敷地の考え方について、一律に10mとするのではなく、計画建物の規模や、植栽による修景等に応じて、柔軟に対応しても良いのではないか。	—	景観重要建造物等の敷地と、それに近接する敷地に著しい高低差がある場合や、景観重要建造物等の敷地が広大で、近接する敷地と景観重要建造物等が十分に離れている場合などが考えられることから、個々の建築計画と周囲の状況を判断した上で柔軟に対応するため、例外規定を設けています。明確な定義につきましては、改正した条例を踏まえて整理する予定です。
	10	景観重要建造物等の敷地に近接する敷地については、市が認める例外規定を設けないでほしい。設けるのであれば、定義を明確にしてほしい。	—	
	11	景観プレ・アドバイス制度により近隣に迷惑をかけないよう、景観重要建造物等への指定を避けるために解体するというものもあるのではないか。	—	景観重要建造物等の指定は、所有者の同意等を得て行います。市が所有者の意向に反して景観重要建造物等に指定するということはありません。

II 「景観プレ・アドバイス」制度の新設について（つづき）

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
II-4 景観プレ・アドバイスの実施方法	12	景観重要建造物等の保全のために、法的拘束力のある制度としてほしい。	—	ご意見については、具体的取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
	13	地域の特性に応じて、建物の高さや色彩について調整をしてはどうか。	—	
	14	都市の成熟を目指すのなら、街並みについて寒冷地・北方都市として冬を意識し、建物の色彩を暖色系にしたり、住宅の屋根の形状を考慮することなどが重要である。	—	
	15	歴史的な遺産も大切だが、新しい都市の個性を積極的に創出することに重点を置いた方がよい。	—	

III 「活用促進景観資源」の新設について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
全般	16	景観資源をゆるやかに位置付ける制度とはどういうことか。	—	景観重要建造物や札幌景観資産といった既往の指定制度は、外観の維持保全に係る費用の助成を受けられる一方で外観を変更することなどに一定の制限がかかるものであるのに対し、活用促進景観資源は、同様の助成は受けられませんが、制限などはなく、市民等に広く周知することに主眼を置いた登録制度としています。
	17	活用促進景観資源は都心エリアでどの程度対象となる予定か。	—	現時点で対象となる件数は把握しておりませんが、今後どのようなものを対象とするか検討した上で、実態調査等を実施する予定です。
	18	活用促進景観資源は、保全・処分等に関して、どの程度制限されるのか。	—	活用促進景観資源は、市民等に広く周知することに主眼を置いた制度のため、ご意見の趣旨の様な制限等は設けておりません。
	19	この制度は、保存したい人達と建て替えたい人達の意見が対立した場合、市が調整を行うことも考慮した制度なのか。	—	活用促進景観資源は、市民等に広く周知することに主眼を置いた制度であり、ご意見の趣旨のような制度ではありません。
III-1 活用促進景観資源の登録等について	20	活用促進景観資源の登録の基準を明確にする必要があるのではないか。	—	活用促進景観資源の趣旨を踏まえると、登録の基準については柔軟に対応できるようにしておく必要があると考えていますが、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといったこれまでにない観点を重視するなど、景観上の価値のとらえ方については今後検討していきます。
	21	活用促進景観資源は景観審議会が登録するものなのか。	—	活用促進景観資源は、市が登録するものであり、登録等の際には必要に応じて景観審議会の意見を聴くことができるようにしています。

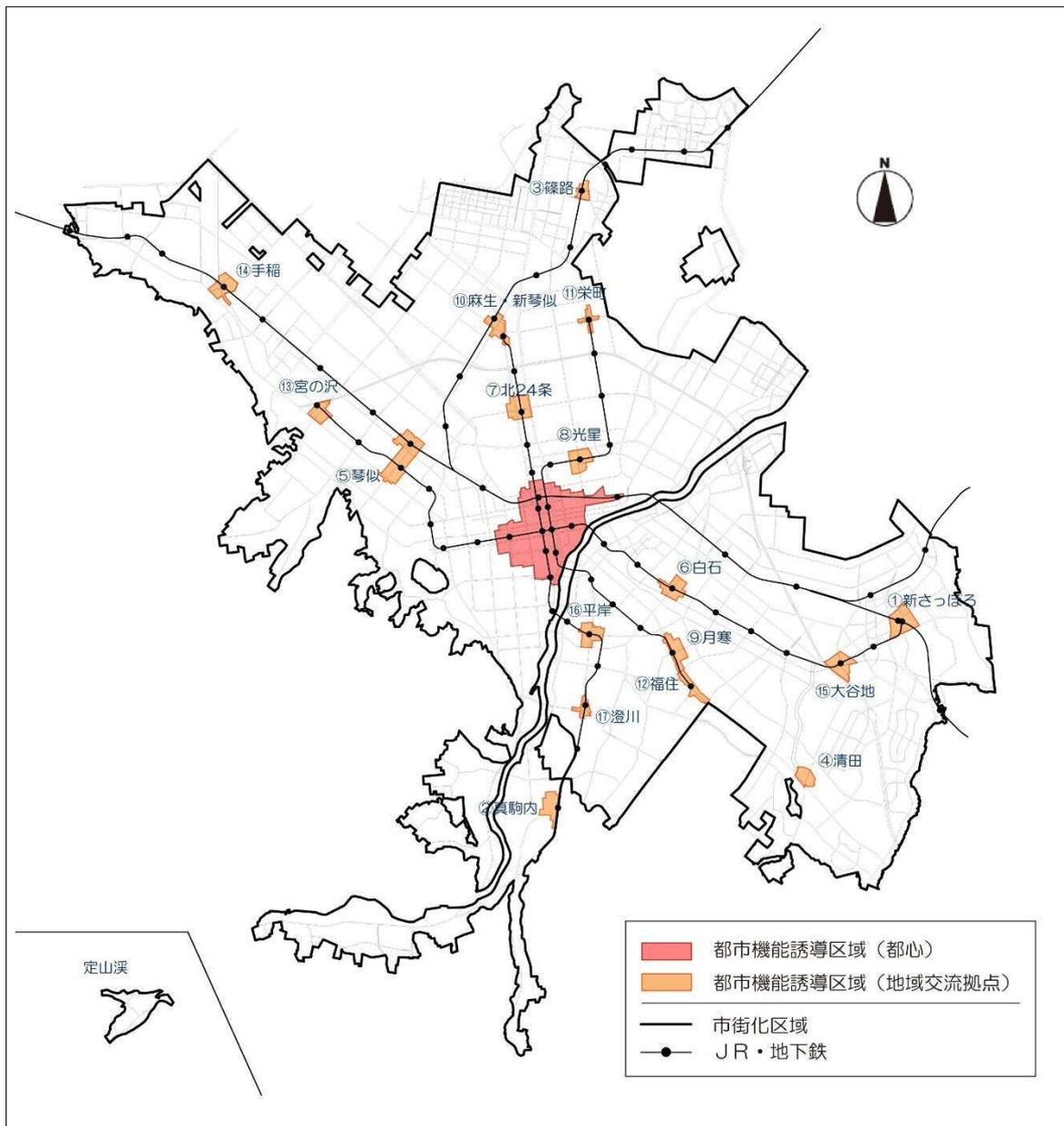
その他

該当項目	NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観施策に関する具体の提案等	22	効果的に景観誘導を行うためには、景観色 70 色の塗料を安価にしたり、景観色 70 色を使用する塗替工事を行う際は市が金利の低い貸付を行うなどの取組を行ってほしい。	—	ご意見については、具体の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
	23	時計台は大切な建物なので、保存・活用を推進してほしい。	—	
	24	市民等に景観施策の意義や目的、メリット等を伝えるため、報道機関を活用するなど、丁寧に普及啓発を行ってほしい。	—	
	25	伝統的景観を保全する地区と近代的な高層建築物が主体の地区とのバランスがとれた美しい景観が形成されるような施策をお願いしたい。	—	
	26	古くからの低層住宅地に高層建築物が建築されることは、その地域固有の景観を損ねることに繋がる。	—	
	27	都会の殺風景な風景より田園風景が広がっている方が、景観上魅力的だと思う。	—	

3 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

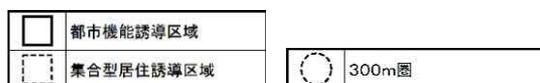
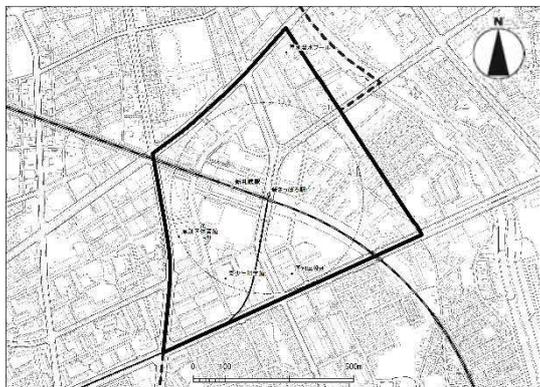


3-1 都市機能誘導区域 (出典：札幌市立地適正化計画、H29年2月現在)

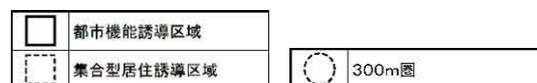
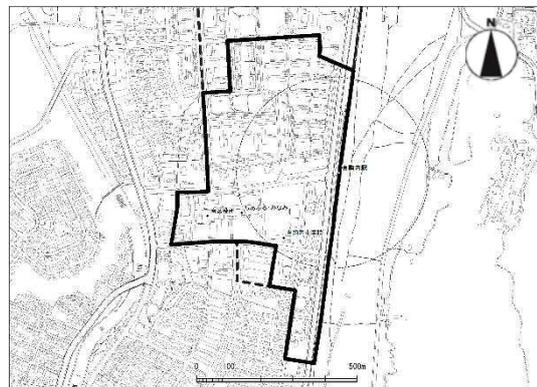


3-3 都市機能誘導区域（地域交流拠点）・詳細図

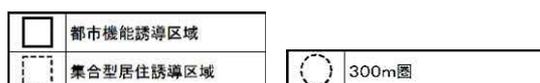
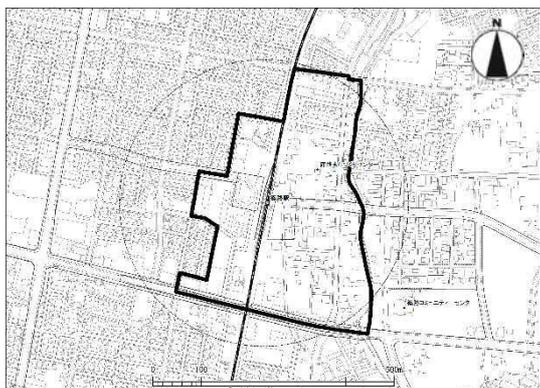
①新さっぽろ



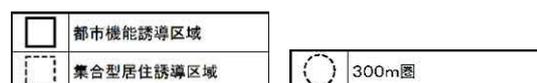
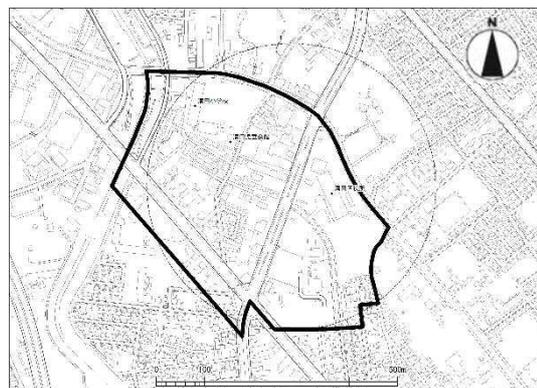
②真駒内



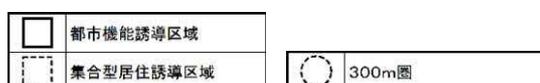
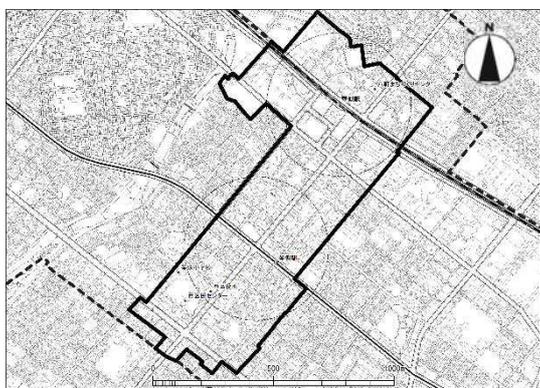
③篠路



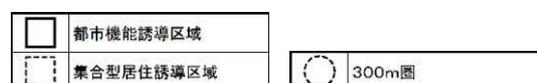
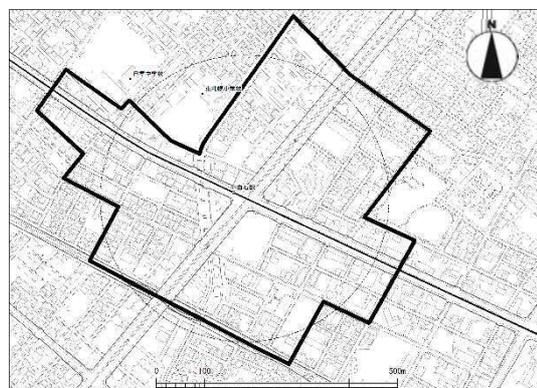
④清田



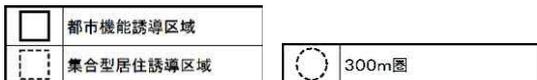
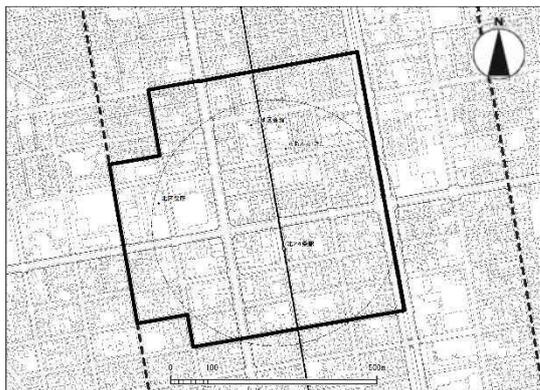
⑤琴似



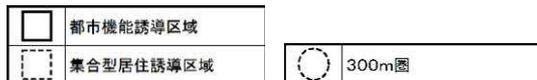
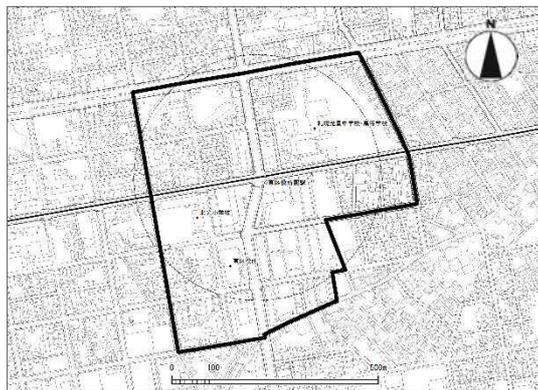
⑥白石



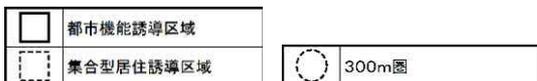
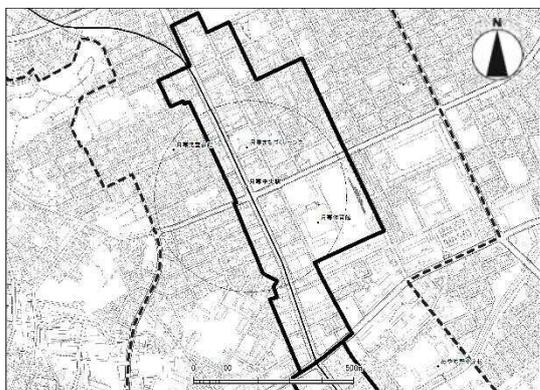
⑦北24条



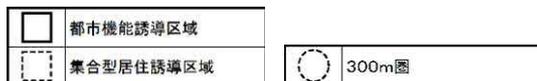
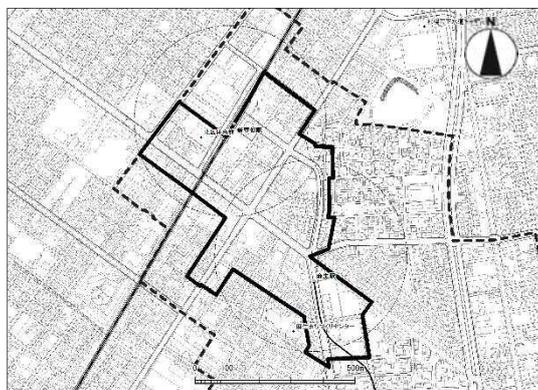
⑧光星



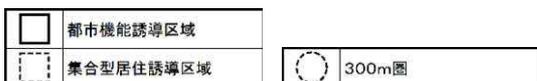
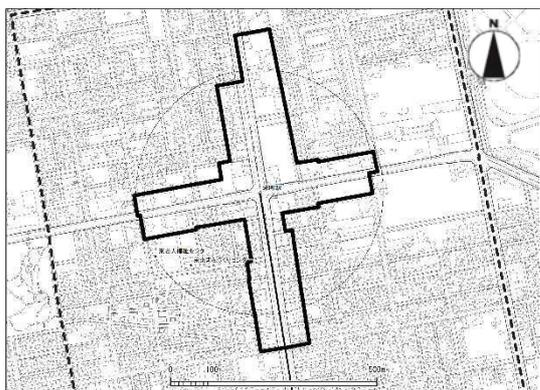
⑨月寒



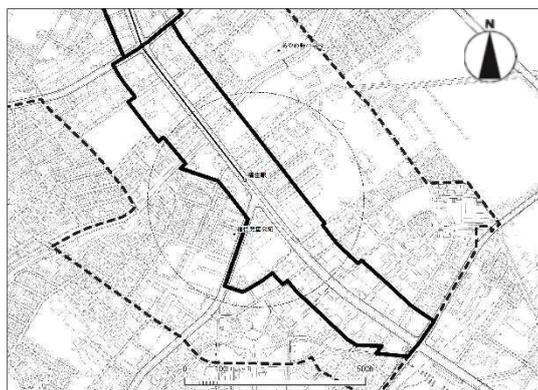
⑩麻生・新琴似



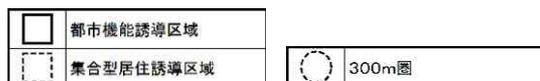
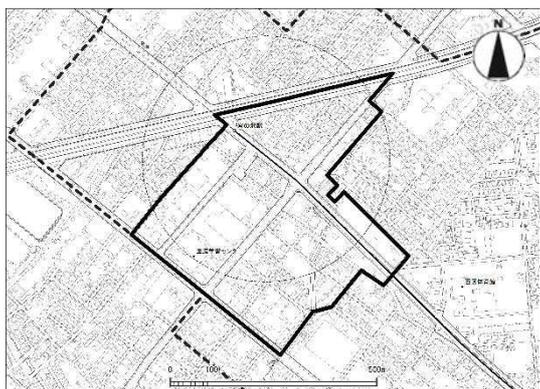
⑪栄町



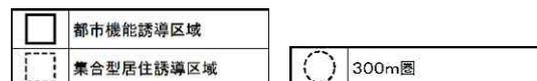
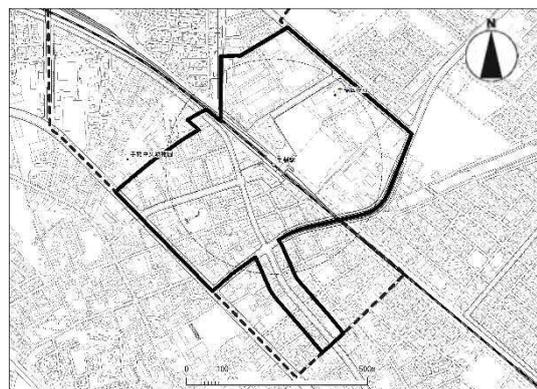
⑫福住



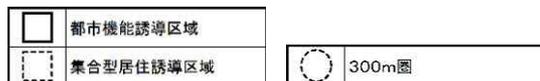
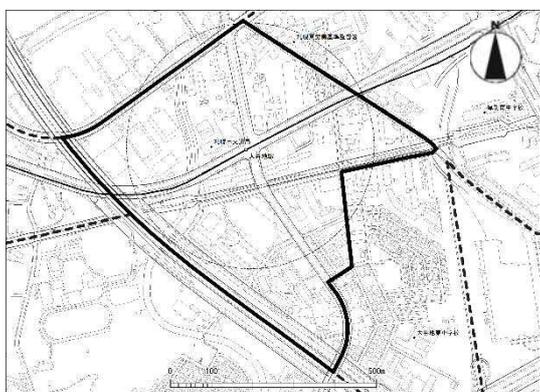
⑬宮の沢



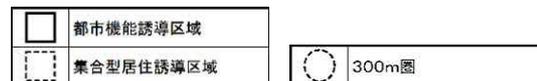
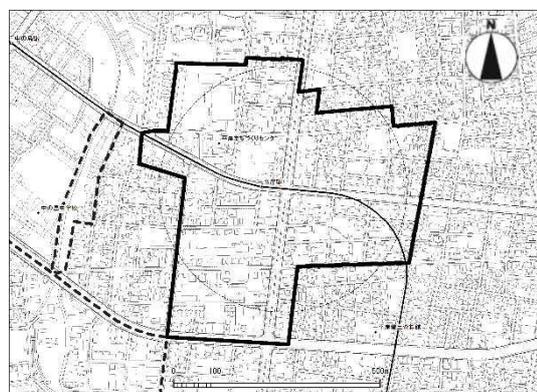
⑭手稲



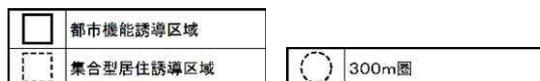
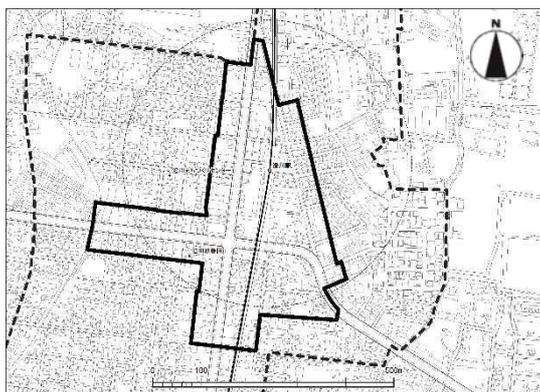
⑮大谷地



⑯平岸



⑰澄川



本編索引

- あ** 屋外広告物 47, 48
- か** 活用促進景観資源 49, 52, 53
計画期間 4
景観アドバイザー 47, 56, 61, 62
景観アドバイス部会 46
景観計画区域 4, 40, 42, 45, 47, 57, 68, 71
景観計画重点区域 8, 34, 40, 42, 43, 45, 46, 54, 55, 56, 58, 74, 75, 77, 78, 79,
80, 81, 82, 83, 85, 88
景観形成基準 44, 45, 57, 68, 71, 74, 78, 80, 82, 85
景観資源 7, 10, 42, 44, 47, 48, 49, 50, 53, 59, 60, 61, 62, 71
景観重要建造物 3, 7, 8, 9, 46, 48, 49, 50, 51, 53, 62, 88
景観重要建造物等助成金 48
景観重要樹木 51, 53
景観整備機構 61
景観プレ・アドバイス 43, 44, 46, 47, 62, 88
景観法 2, 4, 7, 8, 35, 40, 42, 45, 47, 48, 51, 57, 58, 88
景観保全型広告整備地区 47
景観まちづくり 7, 8, 10, 42, 47, 53, 54, 55, 56, 61, 62, 66
景観まちづくりカードゲーム☆景カード 59
景観まちづくり指針 45, 56, 57, 58, 62
景観まちづくり助成金 58
景観まちづくり推進区域 34, 40, 45, 56, 57, 58
広告物活用地区 47
- さ** 札幌景観資産 8, 46, 48, 49, 52, 53, 62, 88
札幌市景観条例 40, 45, 46, 51, 52, 57, 68, 75, 77, 79, 81, 90
札幌市都市景観条例 7, 8, 48
札幌市都市景観賞 7, 8, 59
札幌の景観色 70 色 43, 60, 85, 87
事前協議 43, 45
好きです。さっぽろ（個人的に。） 59, 60
- た** 地域景観まちづくり団体 57
特定届出対象行為 44, 45, 69, 75
都市景観重要建築物等 7, 8, 48
都市景観形成地区 7, 8, 20, 62
届出対象（届出対象行為） 42, 43, 44, 45, 46, 57, 62, 68, 69, 74, 75
- ま** ミニまち講座 59
- ら** 良好な景観の形成に関する計画 2
良好な景観の形成に関する方針 10, 35, 40, 85
良好な景観の形成のための行為の制限 45

札幌市景観計画 2017

発行：平成 29 年（2017 年）2 月
適用：平成 29 年（2017 年）4 月 1 日

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
電話 011-211-2545 FAX：011-218-5113

URL：<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html>

E-Mail：keikan@city.sapporo.jp



01-B03-17-223
29-1-32

表紙に使用した基本色

【札幌の景観色 70 色】

カフェ・オーレ（D-1）、榆（えるむ）（D-5）、蝦夷延胡索（D-7）

SAPP_{RO}